



第3次 印西市環境基本計画

みんなで作る
自然と暮らしが調和した
快適でやさしいまち
いんざい



第3次印西市環境基本計画の策定にあたって



本市は、利根川・印旛沼・手賀沼などの水辺や斜面林・谷津で構成される里山、そこで育まれた多様な生態系など、自然環境が豊かな地域であるとともに、高度な都市機能が計画的に整備された市街地においては、都市公園や街路樹などの緑が創出され、自然環境と都市環境が調和した、彩りある美しい街並みが形成されております。

本市の恵まれた自然を守り育て、健康で快適な環境を築いていくため、平成25年度から令和3年度までの第2次印西市環境基本計画においては、『ひと まち 自然』が調和し豊かで安心できる環境で暮らせるまち いんざい』の実現を目指し、環境施策を進めてまいりました。

このような中、近年では、持続可能な開発目標（SDGs）のもと、環境・社会・経済における様々な課題の同時解決を目指す動きや、深刻化する地球温暖化の進行を抑制するための脱炭素化に向けた動きが世界的に活発化し、国内においては、海洋プラスチック・食品ロスなど新たな環境課題への対策が急がれるなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。

これら環境情勢の変化を踏まえるとともに、令和3年3月に新たに策定した印西市総合計画における将来都市像「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」を環境の面から実現していくため、このたび、『みんなでつくる 自然と暮らしが調和した 快適でやさしいまち いんざい』を将来環境像に掲げた第3次印西市環境基本計画を策定しました。

本計画では、5つの分野における基本目標とともに、複数の環境課題の解決に向けた重点的な取組を設定し、市民・事業者の皆様と市が一体となり、将来環境像の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました印西市環境審議会や印西市環境推進市民会議、印西市環境推進事業者会議の委員の皆様をはじめ、アンケートや市民意見公募などを通じ貴重なご意見をお寄せいただきました市民・事業者の皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

印西市長 板倉 正直

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1-1	計画策定の趣旨	2
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	4
1-4	計画の対象	5
1-5	計画の推進主体	6

第2章 印西市を取り巻く環境の現状と課題

2-1	国内外の動向を含めた環境情勢	8
2-2	市民・事業者の意識	12
2-3	第2次印西市環境基本計画の進捗状況と課題	22

第3章 印西市の環境目標

3-1	印西市が目指す将来環境像	30
3-2	計画とSDGsの関連	31
3-3	将来環境像の実現に向けた基本目標と個別目標	33
3-4	将来環境像の実現に向けた施策の体系	34

第4章 環境施策の展開

基本目標1	豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり(自然環境)	38
基本目標2	安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり(生活環境)	45
基本目標3	限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり(循環型社会)	49
基本目標4	カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり(脱炭素社会)	53
基本目標5	パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり(人づくり)	57

第5章 重点的な取組

5-1	取組の設定の考え方	62
5-2	取組に関連する基本目標	63
5-3	重点的な取組	64

第6章 印西市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び印西市地域気候変動適応計画

6-1	地球温暖化対策の意義	72
6-2	地球温暖化対策の動向	76
6-3	計画の基本的な考え方	81
6-4	印西市における温室効果ガス排出状況	84
6-5	温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標	88
6-6	削減目標の達成に向けた取組(緩和策)	94
6-7	気候変動の影響を回避・軽減する取組(適応策)	97

第7章 市民・事業者の環境行動指針

7-1	豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり	102
7-2	安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり	104
7-3	限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり	106
7-4	カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり	108
7-5	パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり	110

第8章 計画の推進

8-1	計画の推進体制	112
8-2	進行管理のしくみ	114

資料編

資料1	印西市環境基本条例	116
資料2	印西市民憲章	120
資料3	印西市環境審議会委員・印西市環境推進市民会議委員・印西市環境推進事業者会議委員	121
資料4	第3次印西市環境基本計画の検討経過	122
資料5	諮問・答申	123
資料6	環境指標の点検手法	124
資料7	環境基準	128
資料8	温室効果ガス排出量の算定方法	134
資料9	用語解説	136

本文中、※印の付いている用語の解説は、資料編 P.136 用語解説をご覧ください。

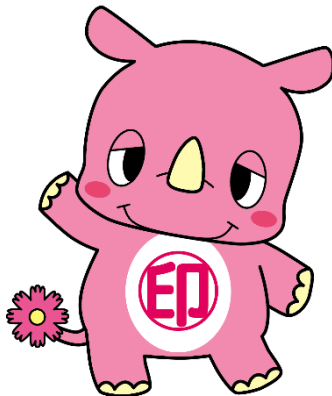


ハグロトンボ

第1章

計画の基本的な考え方

- 1-1 計画策定の趣旨
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画の期間
- 1-4 計画の対象
- 1-5 計画の推進主体



いんザイ君 (印西市マスコットキャラクター)



エコネ (印西市環境キャラクター)

第1章

計画の基本的な考え方

1-1

計画策定の趣旨

本市では、環境の保全に関する理念や基本的な事項を定めた印西市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とした印西市環境基本計画を平成 15 (2003) 年 3 月に策定しました。

その後、平成 22 (2010) 年 3 月の印旛村・本埜村との合併により、新たな印西市として、先人が守り育ててきた自然や歴史ある風土を引き継ぐとともに、より良い環境づくりを目指すため、平成 25 (2013) 年 3 月に第 2 次印西市環境基本計画（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、環境の保全に関する各種施策を推進してきました。

近年では、^{エス・ディー・ジーズ}**SDGs（持続可能な開発目標）**※の実現や**2050 年カーボンニュートラル**※に向けた世界的な動きとともに、国内においても、「気候変動適応法」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」といった新たな法整備が進められるなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、第 2 次計画の計画期間が令和 3 (2021) 年度をもって終了することから、第 2 次計画の成果や課題を踏まえ、社会経済活動の変化による新たな環境課題に応じた環境の保全に関する施策を市民・事業者・行政の三者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、新たに第 3 次印西市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

印西市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

1-2 計画の位置づけ

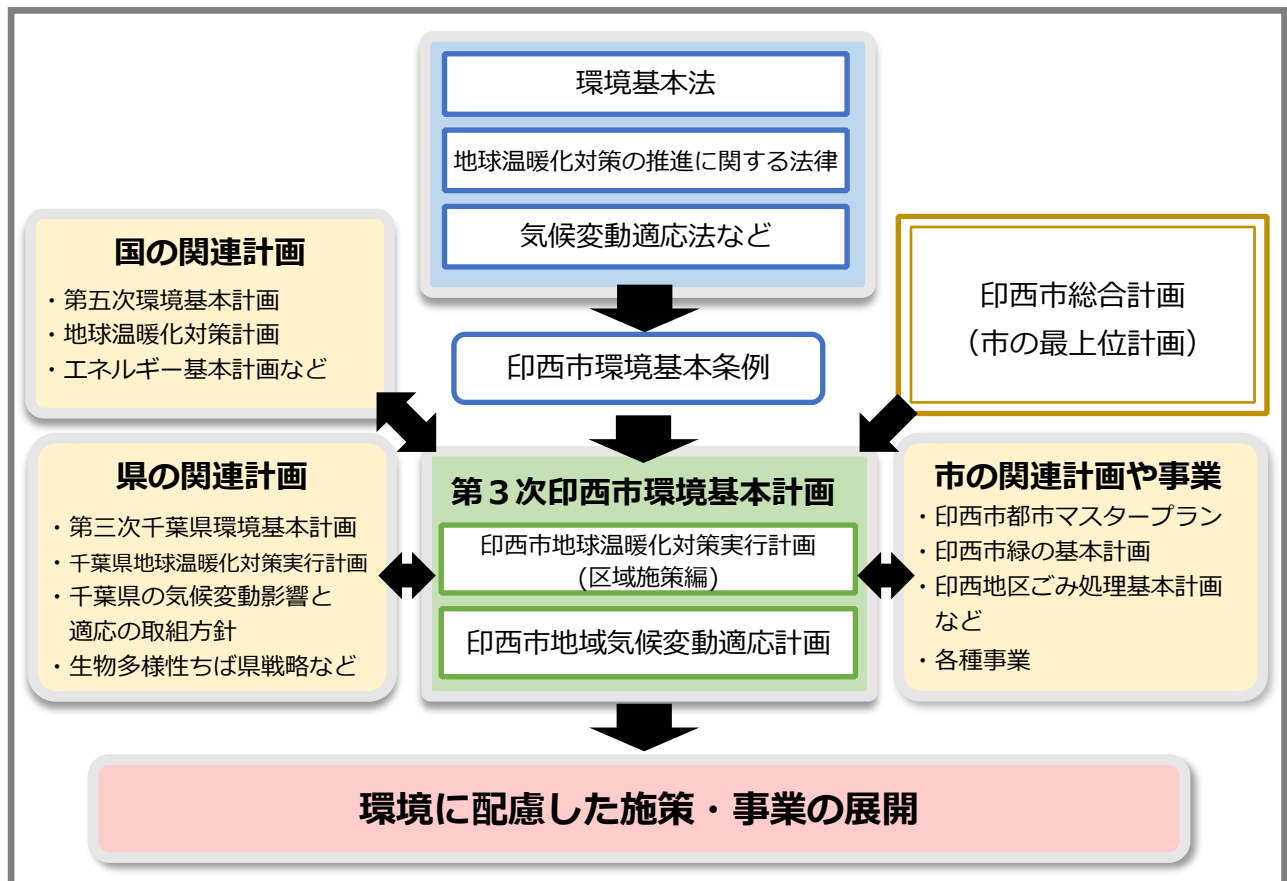
本計画は、印西市環境基本条例に基づき策定するもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

また、令和3（2021）年3月に策定された印西市総合計画の将来都市像「住みよさ実感都市 ずっとこのまち いんざいで」を環境の面から実現していくための環境分野における最も基本となる計画です。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画と整合を図るとともに、本市の各種関連計画における施策との連携を図ります。

また本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「印西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「印西市地域気候変動適応計画」を内包し、食品ロス及び海洋プラスチック問題などにも対応した内容を盛り込むことで、地球環境分野の取組の充実を図るとともに、SDGsの考え方を活用し、環境の面から複数課題の同時解決を目指します。

第3次印西市環境基本計画の位置づけ



1-3

計画の期間

本計画の期間は、印西市総合計画を踏まえて策定するという観点から、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。

ただし、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じて、計画の施策内容や指標などについて見直しを行います。

計画の見直しに係る事項

- 社会経済活動の変化や国・県の動き
 - ・ 地球規模や地域規模での著しい環境の変化
 - ・ 人口構造・産業構造の急変、技術革新やそれに伴う行動変容など
 - ・ 法律・条例の制定・改正、新たな政府目標の設定など
- 市の関連計画の整備
 - ・ 総合計画、都市マスタープランなどの改定
- 本計画の進行状況
 - ・ 印西市環境白書による進捗状況の点検・評価の結果
- 計画策定段階では想定できなかった事態が生じた場合

第 3 次印西市環境基本計画の計画期間



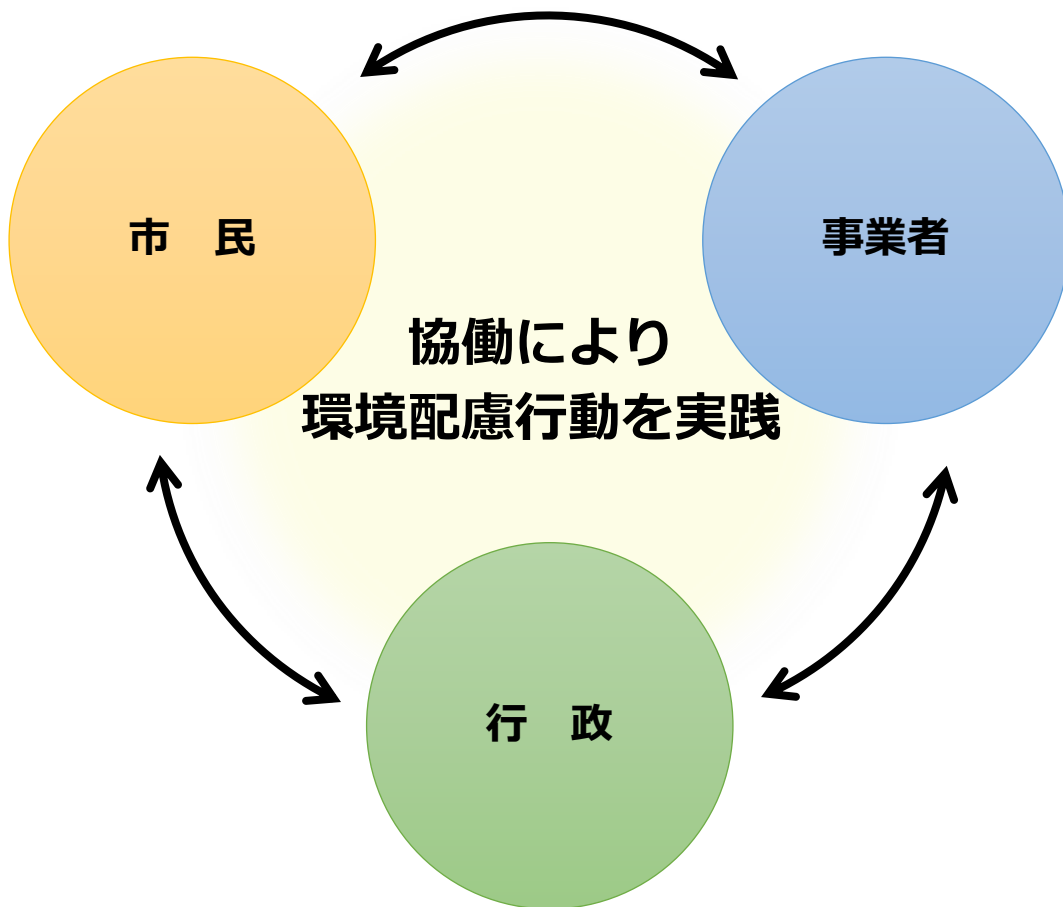
1-4 計画の対象

本計画の対象区域は、本市全域とします。ただし、環境の保全には、市域に留まらず、国や県、関係する地方公共団体などと連携した取組も求められることから、必要に応じてこれらの範囲を含めることとします。

本計画で対象とする分野は、「自然環境」「生活環境」「循環型社会」「脱炭素社会」「人づくり」とします。なお、「人づくり」は全ての分野に共通する事項です。

●自然環境	自然環境とは、緑・水辺の保全や豊かな 生態系* の維持、暮らしに潤いと安らぎを与える環境に関する分野です。谷津と台地を中心とした里山の保全や景観、公園の形成に関する要素が含まれます。
●生活環境	生活環境とは、日常生活における大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など、身近な環境に関する分野です。 都市型公害* など健康や安全な暮らしに関する要素が含まれます。
●循環型社会	循環型社会とは、日常生活や産業活動から排出される廃棄物に関する分野です。持続的な社会を構築するための不法投棄防止やごみの減量化・資源化などに関する要素が含まれます。
●脱炭素社会	脱炭素社会とは、地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境に関する分野です。 地球温暖化対策* や 気候変動の影響への適応* などに関する要素が含まれます。
●人づくり	人づくりとは、市内で暮らし学び働く全ての人を対象とした環境教育・環境学習に関する分野です。なお、人づくりは環境活動や情報発信など全ての分野に共通する事項です。

本計画の推進主体は市民、事業者、行政とし、それぞれの役割に応じて個々、または協働により環境に配慮した行動を実践していきます。



市民の役割

- 日常生活における行動に配慮し、良好な環境の実現に向けて主体的に取り組めます。
- 人と環境との関わりについて理解を深めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力します。

事業者の役割

- 事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、社会的責任を果たすために必要な措置を講じます。
- 関係法令や規制などを遵守するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力します。

行政の役割

- 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 施策の推進にあたっては、国や県、関係する地方公共団体などと連携・協力し、良好な環境の実現を目指します。
- 市民・事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、必要な支援策を実施します。

第2章

印西市を取り巻く環境の現状と課題

- 2-1 国内外の動向を含めた環境情勢
- 2-2 市民・事業者の意識
- 2-3 第2次印西市環境基本計画の
進捗状況と課題



第2章

印西市を取り巻く環境の現状と課題

2-1 国内外の動向を含めた環境情勢

(1) 環境に関する近年の主な社会の動き・できごと

本計画の策定の背景として、近年の主な環境に関する社会の動き・できごとを以下に整理しました。

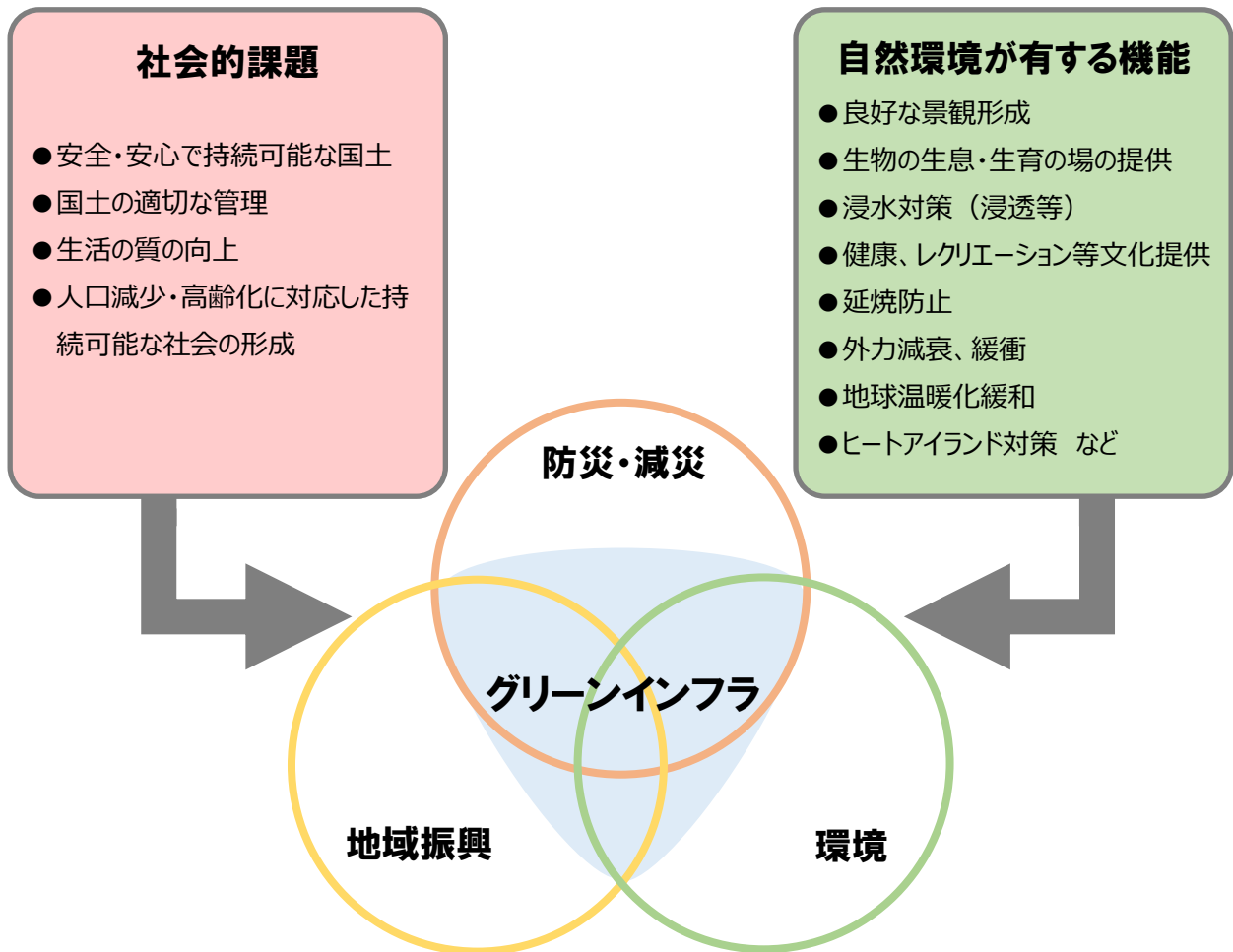
年	社会の動き・できごと
平成 25 (2013)年	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」改正
	「第2次印西市環境基本計画」策定
	四万十市で当時国内観測史上最高となる 41.0℃を観測
平成 26 (2014)年	「特定外来生物被害防止基本方針」改正
	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」改正
平成 27 (2015)年	「外来種被害防止行動計画」策定
	国連総会にて「持続可能な開発目標 (SDGs)」採択
	気候変動に関する「パリ協定」採択 (翌年発行)
平成 28 (2016)年	「地球温暖化対策計画」閣議決定
	「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2スマートプラン～」策定
平成 30 (2018)年	パリ協定採択後初の環境基本計画となる「第五次環境基本計画」閣議決定
	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	「気候変動適応法」公布 (12月に施行) →同年 11月「気候変動適応計画」閣議決定
	熊本市で最高気温記録を更新する 41.1℃を観測
	「生物多様性条約第 14 回締約国会議 (COP14)」開催 →2020 年以降の新たな生物多様性の世界目標 (ポスト 2020 目標) に関する検討プロセスを協議
令和元 (2019)年	「第三次千葉県環境基本計画」策定
	「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」策定
	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」改正
	「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
	「印西市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」改定
	「令和元年房総半島台風」(台風 15 号)、「令和元年東日本台風」(台風 19 号)発生 →印西市内では建物の損壊、倒木、道路の冠水、停電などが発生
令和 2 (2020)年	「令和 2 年 7 月豪雨」発生
	「2050 カーボンニュートラル」を宣言
	「食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく新たな基本的な方針」閣議決定
令和 3 (2021)年	定例県議会において「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を宣言
	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改定 →2050 年カーボンニュートラルを基本理念に位置付け
	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」閣議決定 →2022 年度より施行予定
	「印西市総合計画」策定
	「印西市都市マスタープラン」策定
	「印西市緑の基本計画」策定
	地球温暖化対策推進本部の会合にて「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%削減」を表明
「地域脱炭素ロードマップ」公表	
気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26)において「グラスゴー気候合意」決定	

■ 国際的な動き ■ 日本の動き ■ 千葉県の動き ■ 印西市の動き ■ 大規模災害 ■ 猛暑

(2) グリーンインフラによる持続可能な地域の形成

「グリーンインフラ」とは、自然環境が有する機能（地形、水の循環、生物など）を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。既存の人工的なインフラと機能を補い合うことで、気候変動の影響による災害リスクを回避・軽減し、社会を安全で豊かにする役割が期待されるほか、持続可能で魅力ある都市や地域づくりにも役立ちます。

「第五次環境基本計画」など、近年策定された国の各種計画にもグリーンインフラの考えが盛り込まれており、生態系を活用した防災・減災、気候変動の影響への適応などにより、国土の強靭性（レジリエンス^{*}）の向上を目指しています。



グリーンインフラの概念

参考：グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～
（国土交通省 総合政策局 環境政策課 資料）

印西市の方向性

本市は、住宅地や山林、畑地が広がる台地部と湖沼周辺の低地部から構成され、台地部と低地部の境には、河川の浸食作用によって樹枝状に形成された谷津と呼ばれる小さな谷が多数存在しています。

本計画では、谷津と台地におけるグリーンインフラとしての機能に着目し、水循環を踏まえた土地利用を検討することで、防災・減災、**生物多様性^{*}**の保全、水質浄化、農業振興など環境課題と社会経済課題の同時解決を目指します。

(3)海洋プラスチックごみ問題

近年、ペットボトルやレジ袋、漁具などのプラスチック製品が社会の中で循環せず、ポイ捨てや意図的な投棄など不適切に廃棄されることで、水路や河川を通じて海に流れこむ「海洋プラスチックごみ」が世界的な問題となっています。

海洋プラスチックごみが海岸に流れ着くことで、沿岸の生活環境や観光への影響があるほか、海洋中では海洋生物の誤飲により、**マイクロプラスチック***が生物体内に蓄積されることで、生態系への影響が懸念されています。

国は、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、令和2（2020）年7月からは「レジ袋有料化」が開始され、プラスチックの消費に関わるライフスタイルの変革が始まっています。

令和4（2022）年4月施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製品全般について、「設計・製造」「販売・提供」「排出・回収・**リサイクル***」における資源循環の仕組みづくりを目指すものです。

地方公共団体は、国の施策に準じて、資源循環の促進に努めることとしています。

印西市の方向性

本市ではプラスチック製容器包装やペットボトルを資源物として回収しています。今後はプラスチックという素材に着目し、あらゆる製品・段階・主体における分別収集・再商品化の促進について検討・情報提供するとともに、プラスチックの利用そのものを削減するライフスタイルの定着を図ります。

(4)食品ロス問題

本来は食べられるのに捨てられてしまう食品を「食品ロス」といいます。食品ロスは買いすぎた食材の消費期限切れや、料理の食べ残しなどから発生しています。平成30（2018）年度の日本の食品ロスは約600万tと推計され、国民1人あたり年間約47kg、1日あたり約130g（お茶碗1杯分のご飯の量に相当）になります。

食べられる食品が無駄になっていることに加え、食品の生産・製造・運搬などに使われるエネルギーが無駄に消費されることになり、食品ロスは食糧問題及び環境負荷の両面で重要な課題となっています。

令和元（2019）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとしています。地方公共団体は、地域特性に応じた施策の実施や各主体が協働するための体制づくりに努めることとしています。

印西市の方向性

令和2（2020）年度の印西地区環境整備事業組合の印西クリーンセンターにおける^{ちゅうかいるい}厨芥類（食品ロスを含む。）は焼却ごみの約16%を占めています。

国の方針を受け、本市の地域特性に応じた施策を検討するとともに、今後は市民・事業者との協働による食品ロスの削減を図ります。

(5) 国際的な脱炭素化への動向

パリ協定^{*}で掲げられた長期目標「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」を受け、世界各国の地球温暖化対策は、これまでの「低炭素化」から「脱炭素化^{*}」へシフトし始めています。

令和 3 (2021) 年 4 月時点で、125 カ国・1 地域が令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラルを実現することを表明しました。各国の表明内容は様々ですが、いずれの国もビジョンとして複数のシナリオを掲げ、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいます。

令和 3 (2021) 年に英国グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定の 1.5℃努力目標達成を踏まえ、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である令和 12 (2030) 年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいく「グラスゴー気候合意」が決定されました。

各国のカーボンニュートラル表明状況

	日本	EU	英国	米国	中国
2020				2021年1月パリ協定復帰を決定	
2030	2013年度比で46%減、さらに50%の高みに向けて挑戦(温対会議・気候サミットにて総理表明)	1990年比で少なくとも55%減(NDC)	1990年比で少なくとも68%減(NDC)	2005年比で50~52%減(NDC)	2030年までにCO2排出を減少に転換(国連演説)
2040					
2050	カーボンニュートラル(法定化)	カーボンニュートラル(長期戦略)	カーボンニュートラル(法定化)	カーボンニュートラル(大統領公約)	
2060					カーボンニュートラル(国連演説)

出典：エネルギーに関する年次報告 (エネルギー白書 2021)

(6) 日本における脱炭素化への動き

国は令和 2 (2020) 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。令和 3 (2021) 年 3 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、その目標が法定化されました。

また、令和 3 (2021) 年 4 月に開催された地球温暖化対策推進本部の会合において、日本は「2030 年の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%とし、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく」と表明しました。これに伴い、地方公共団体では、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーを最大限に導入するなど、脱炭素化に向けた取組の一層の推進が求められます。

印西市の方向性

本市は千葉ニュータウン地域を中心とした人口増加や企業進出が続いており、経済的な発展に伴う温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、市民や事業者などあらゆる主体が地球温暖化対策の重要性を認識する必要があります。

本計画へ「地方公共団体実行計画 (区域施策編)」及び「地域気候変動適応計画」を内包し、これまで以上に温室効果ガスの排出抑制や気候変動への適応に向けた取組を進めることで、市域における地球温暖化対策の一層の推進を図ります。

(1)市民意識調査の概要

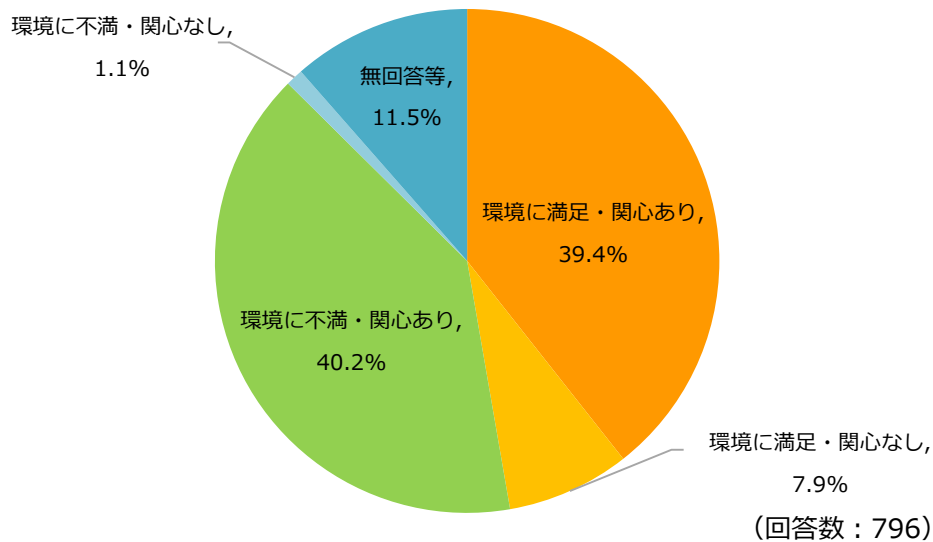
本計画の策定に先立ち、無作為で抽出した 2,000 人の市民にアンケートを実施し、899 人から回答を得ました。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ● 配布数 | : 2,000 通 |
| ● 配布・回収方法 | : 直接郵送法（回答は郵送又は Web を選択） |
| ● 配布・回収期間 | : 令和 2 年 8 月 21 日（金）～9 月 15 日（火） |
| ● 回収数 | : 899 通（回収率 45.0%） |

(注)集計結果は端数処理の関係により合計が 100%とならないことがあります。

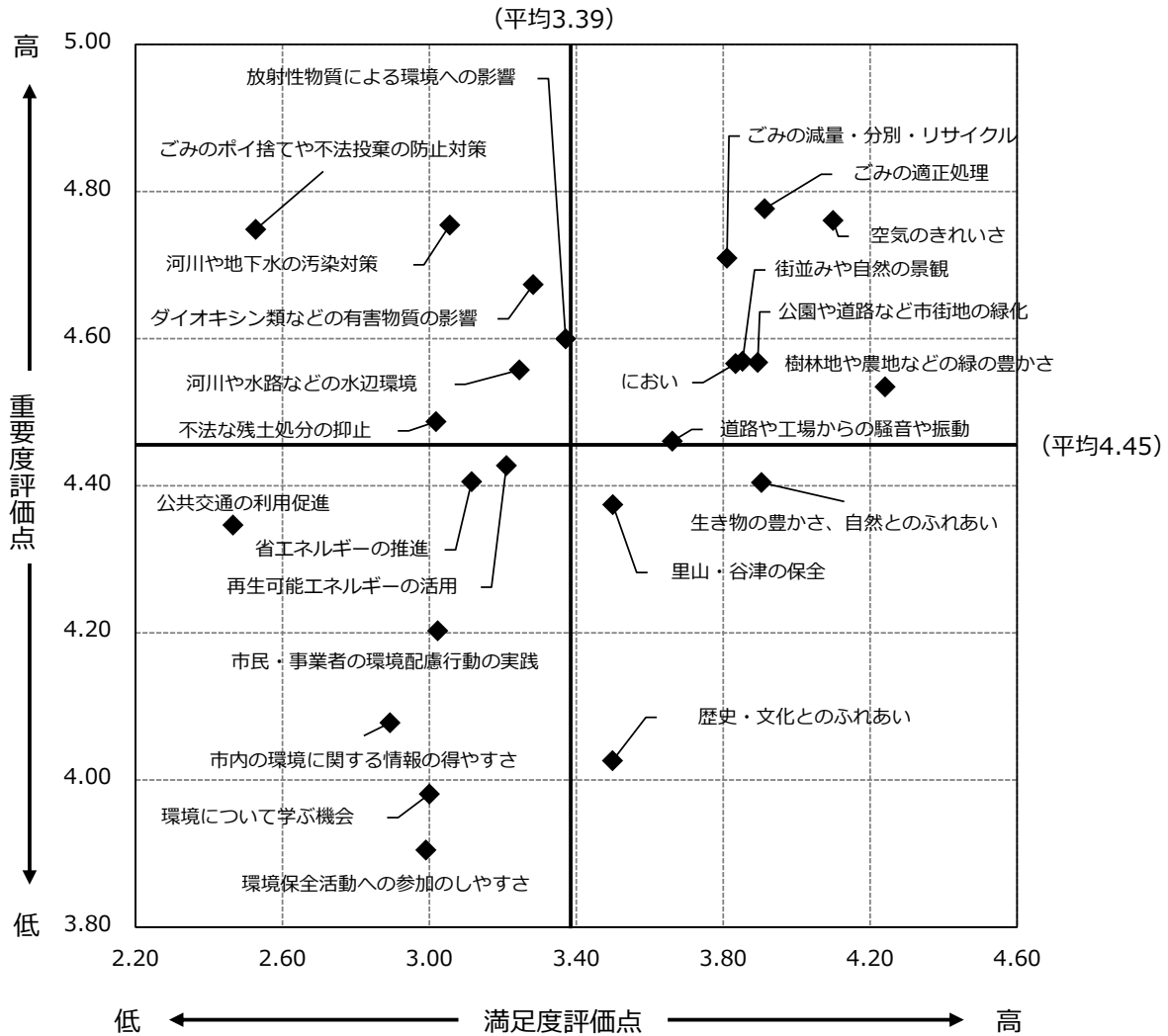
(2)市民意識調査の結果**①市民の環境への満足・関心**

- 市民の約 8 割が環境に関心があると回答していますが、市内の環境への満足度については、不満とする回答が 4 割を超えています。



■ 環境への関心・満足

- 満足度評価点が高い項目には、「樹林地や農地などの緑の豊かさ」「空気のきれいさ」「公園や道路など市街地の緑化」などがあげられています。
- 満足度評価点が高い項目には、「公共交通の利用促進」「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」など、利便性や環境美化に関する項目のほか、「市内の環境に関する情報の得やすさ」「環境保全活動への参加のしやすさ」などがあげられています。
- 重要度評価点が高い項目には、「ごみの適正処理」「空気のきれいさ」「河川や地下水の汚染対策」などがあげられています。

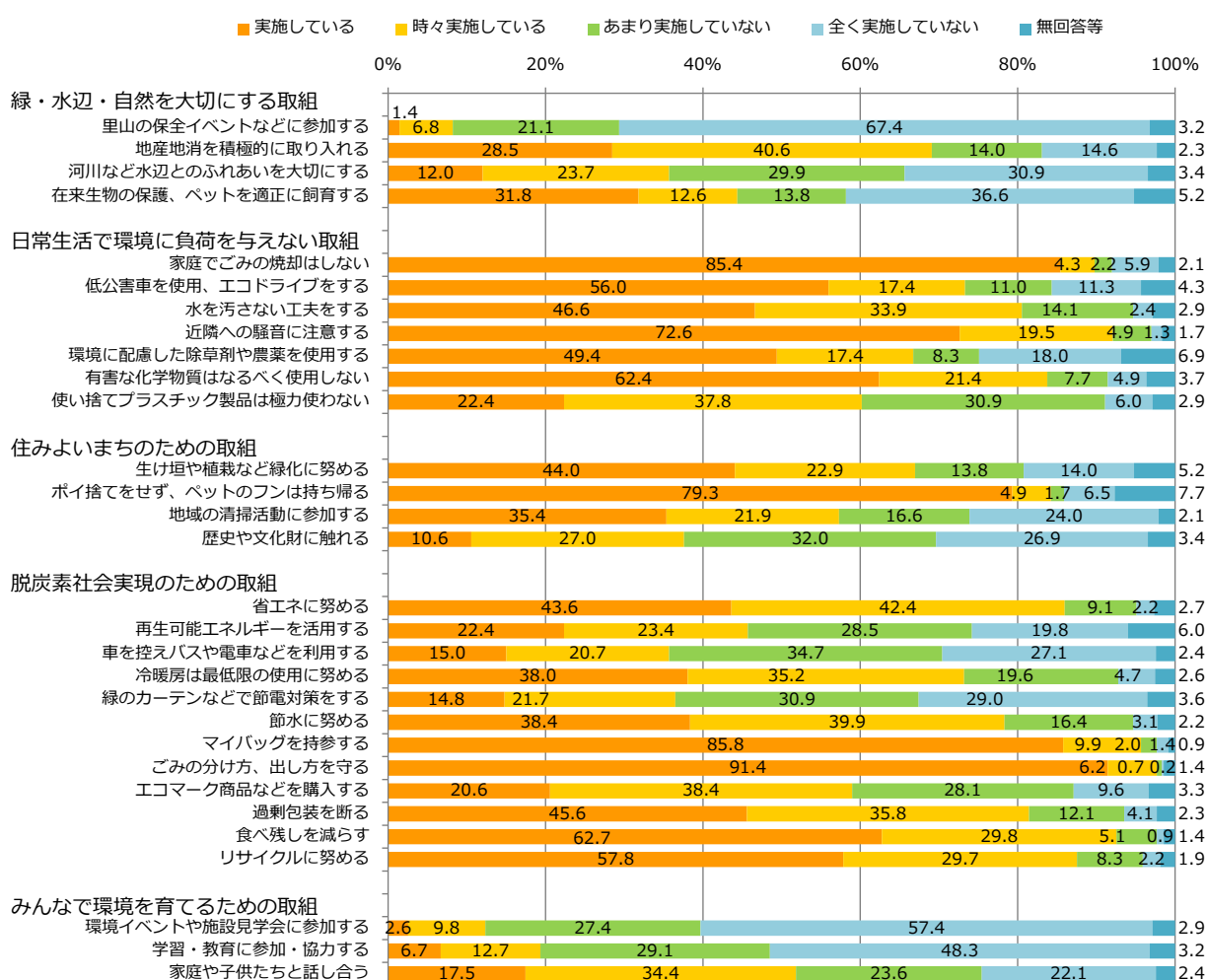


■環境への満足度・重要度の相関図

(注)満足度は、「満足」を5点、「やや満足」を4点、「分からない」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点とし、重要度は、「重要」を5点、「やや重要」を4点、「どちらともいえない」を3点、「あまり重要ではない」を2点、「重要ではない」を1点とし、それぞれ合計点を各設問のサンプル数で割ることにより、点数化しました。

②環境にやさしい行動の取組状況

- 「家庭でごみの焼却はしない」「低公害車を使用、**エコドライブ**※をする」「近隣への騒音に注意する」「有害な化学物質はなるべく使用しない」「ポイ捨てをせず、ペットのフンは持ち帰る」「マイバッグを持参する」「ごみの分け方、出し方を守る」「食べ残しを減らす」「リサイクルに努める」の項目については、「実施している」とする回答が5割を超えており、環境にやさしい行動が日常生活に定着しています。
- 「里山の保全イベントなどに参加する」「環境イベントや施設見学会に参加する」の2項目については、「全く実施していない」とする回答が5割を超えています。
- 緑・水辺・自然を大切に取る取組やみんなで環境を育てるための取組の実施割合が低いため、引き続き参加の促進を図る必要があります。

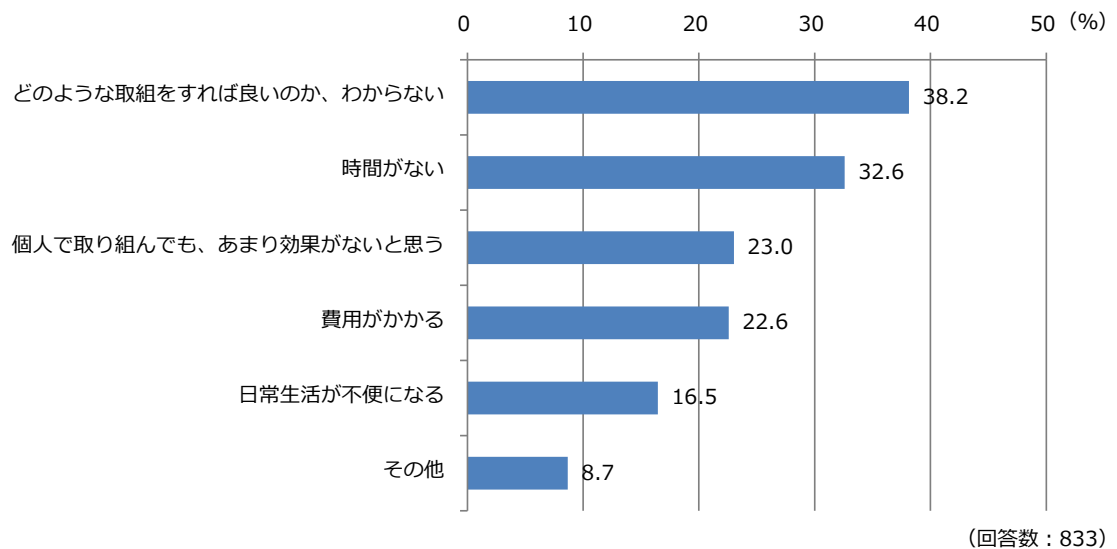


(回答数：830～891)

■環境にやさしい行動の取組状況

③環境への配慮を行うにあたっての支障

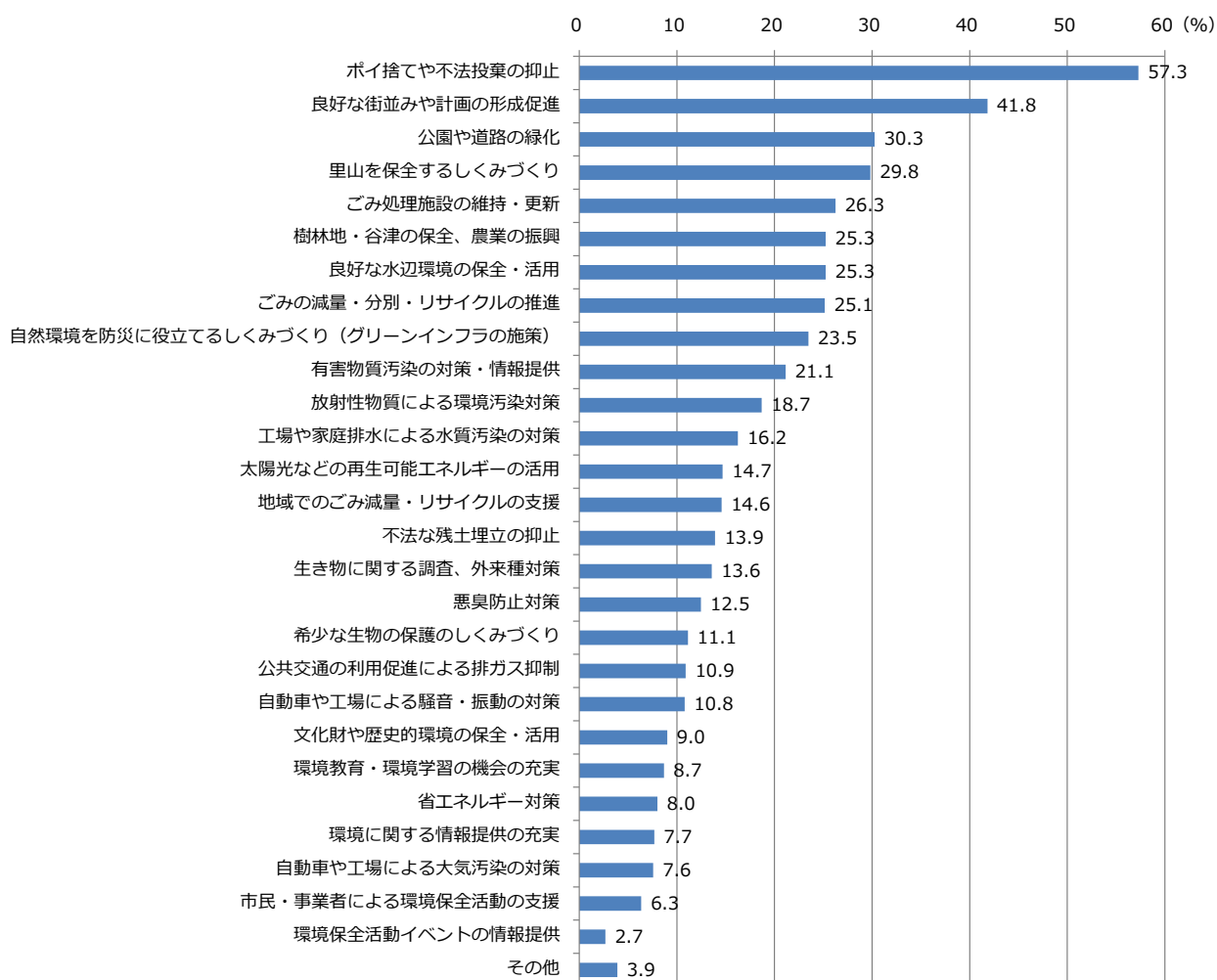
- 環境への配慮を行うにあたって支障となることについて、「どのような取組をすれば良いのか、わからない」が約4割で最も多く、次いで「時間がない」が約3割でした。
- その他の回答として、情報不足、体力がないなどの意見が寄せられました。
- 環境への配慮を行うにあたっての支障の解消に向けて、市内の環境情報を広く発信するとともに、環境講座・イベントなどの情報共有を図る必要があります。
- 「個人で取り組んでも、あまり効果がないと思う」といった意見も寄せられており、環境保全に意欲のある人々と環境保全活動を行う企業・団体を橋渡しする仕組みづくりを検討する必要があります。



■環境への配慮を行うにあたっての支障

④今後の市の環境施策

- 今後、市が特に力を入れて取り組むべき環境施策について、「ポイ捨てや不法投棄の抑止」「良好な街並みや計画の形成促進」が多くあげられました。
- 環境施策の推進により環境への関心度・満足度の向上を図るとともに、市の広報紙やホームページなどを通じて、わかりやすく情報発信する必要があります。



(回答数：894)

■市が取り組むべき環境施策

(3)事業者意識調査の概要

本計画の策定に先立ち、無作為で抽出した 200 事業所にアンケートを実施し、98 事業所から回答を得ました。

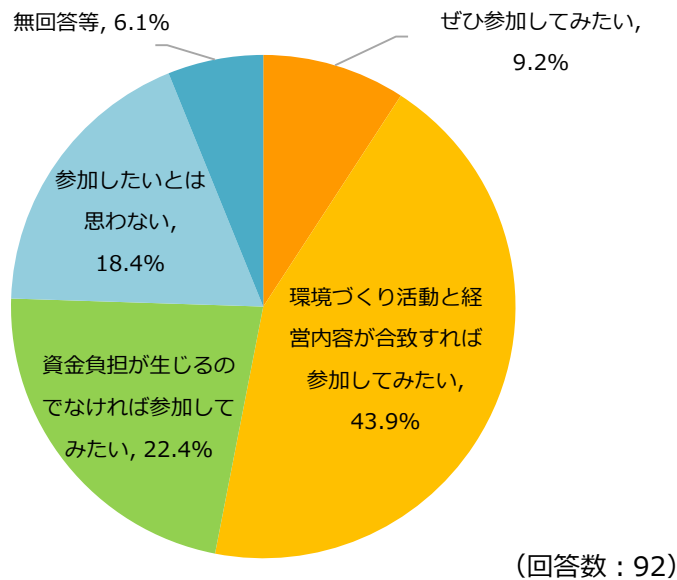
●配布数	: 200 通
●配布・回収方法	: 直接郵送法
●配布・回収期間	: 令和 2 年 8 月 21 日 (金) ~9 月 15 日 (火)
●回収数	: 98 通 (回収率 49.0%)

(注)集計結果は端数処理の関係により合計が 100%とならないことがあります。

(4)事業者意識調査の結果

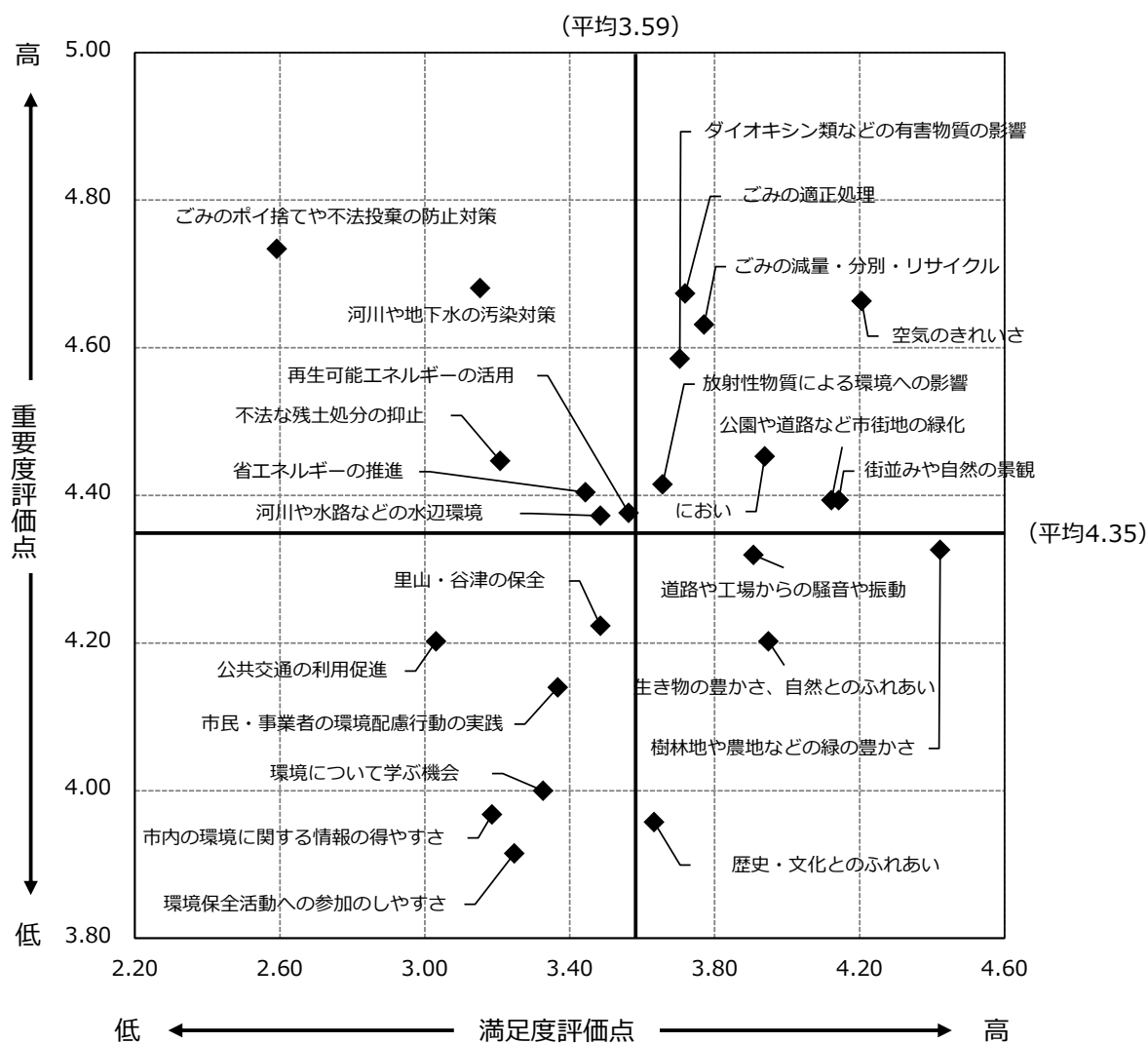
①市民・事業者の連携による自主的な環境づくり活動

●市民・事業者の連携による自主的な環境づくり活動について、事業所の約 1 割が「ぜひ参加してみたい」と回答しており、さらに「環境づくり活動と経営内容が合致すれば参加してみたい」「資金負担が生じるのでなければ参加してみたい」を加えると、7 割を超える事業所が活動への参加に前向きな意向を示しています。



■自主的な環境づくり活動への参加の意向

- 満足度評価点が高い項目には、「樹林地や農地などの緑の豊かさ」「空気のきれいさ」「街並みや自然の景観」などがあげられています。
- 満足度評価点が高い項目には、「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」「公共交通の利用促進」「河川や地下水の汚染対策」などがあげられています。
- 重要度評価点が高い項目には、「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」「河川や地下水の汚染対策」「ごみの適正処理」などがあげられています。

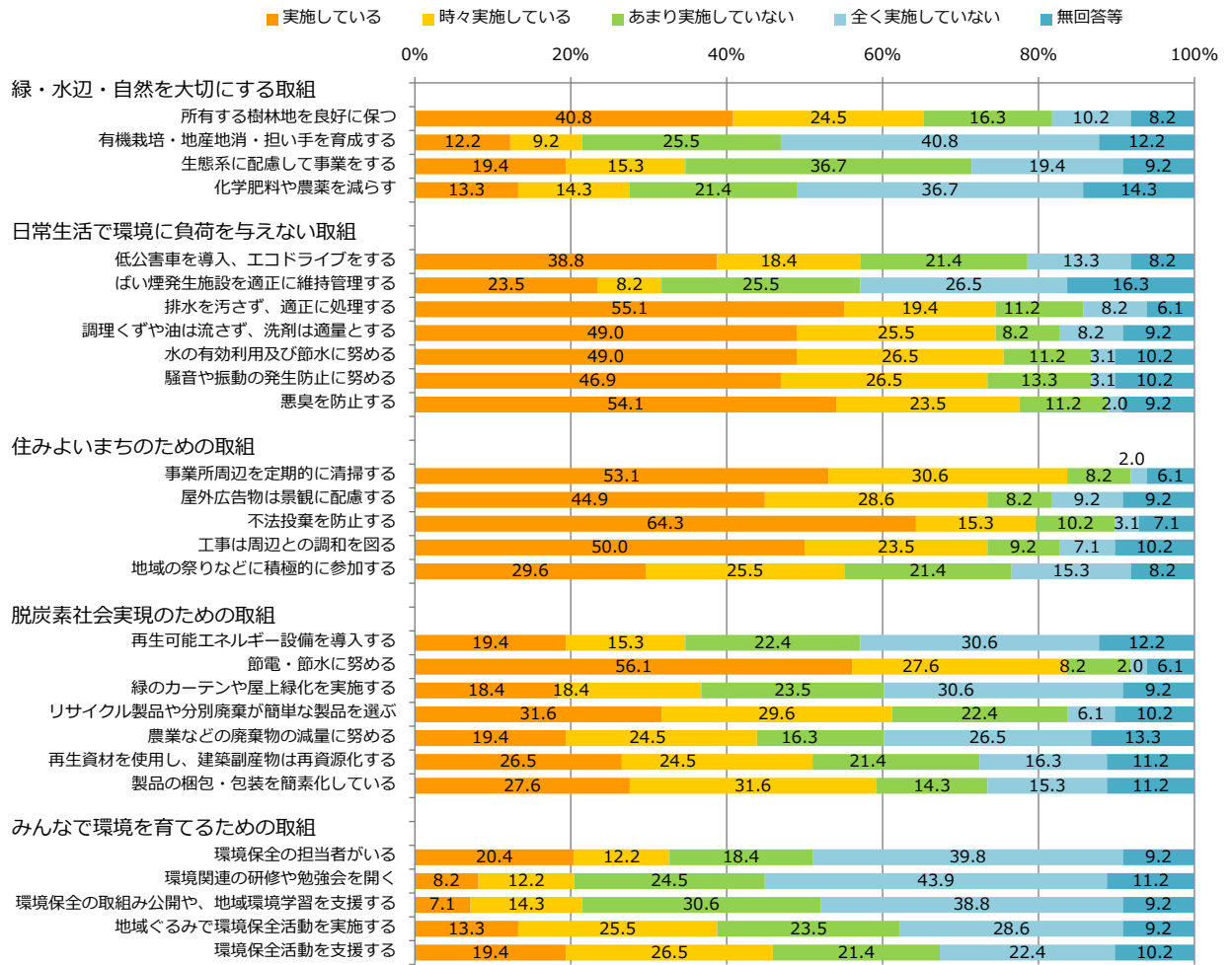


■環境への満足度・重要度の相関図

(注)満足度は、「満足」を5点、「やや満足」を4点、「分からない」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点とし、重要度は、「重要」を5点、「やや重要」を4点、「どちらともいえない」を3点、「あまり重要ではない」を2点、「重要ではない」を1点とし、それぞれ合計点を各設問のサンプル数で割ることにより、点数化しました。

②環境にやさしい行動の取組状況

- 「排水を汚さず、適正に処理する」「悪臭を防止する」「事業所周辺を定期的に清掃する」「不法投棄を防止する」「工事は周辺との調和を図る」「節電・節水に努める」の項目については、「実施している」とする回答が5割を超えており、事業活動の中で環境を意識した行動が定着しています。
- 緑・水辺・自然を大切にする取組、脱炭素社会実現のための取組やみんなで環境を育てるための取組の実施割合が低いため、活動に関する情報提供や支援を図る必要があります。

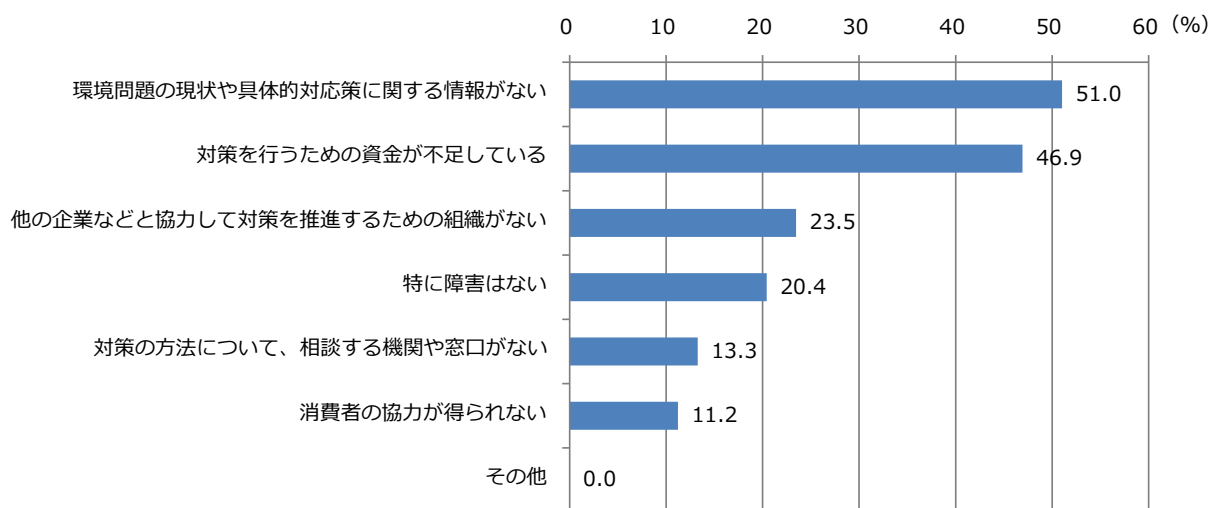


(回答数：82～92)

■環境にやさしい行動の取組状況

③環境保全対策を進めるうえでの障害

- 環境保全対策を進めるうえでの障害について、「環境問題の現状や具体的対応策に関する情報が無い」が約5割で最も多く、次いで「対策を行うための資金が不足している」があげられました。
- 環境保全対策を進めるうえでの障害の解消に向けて、事業活動に係る環境情報を適切に提供する必要があります。

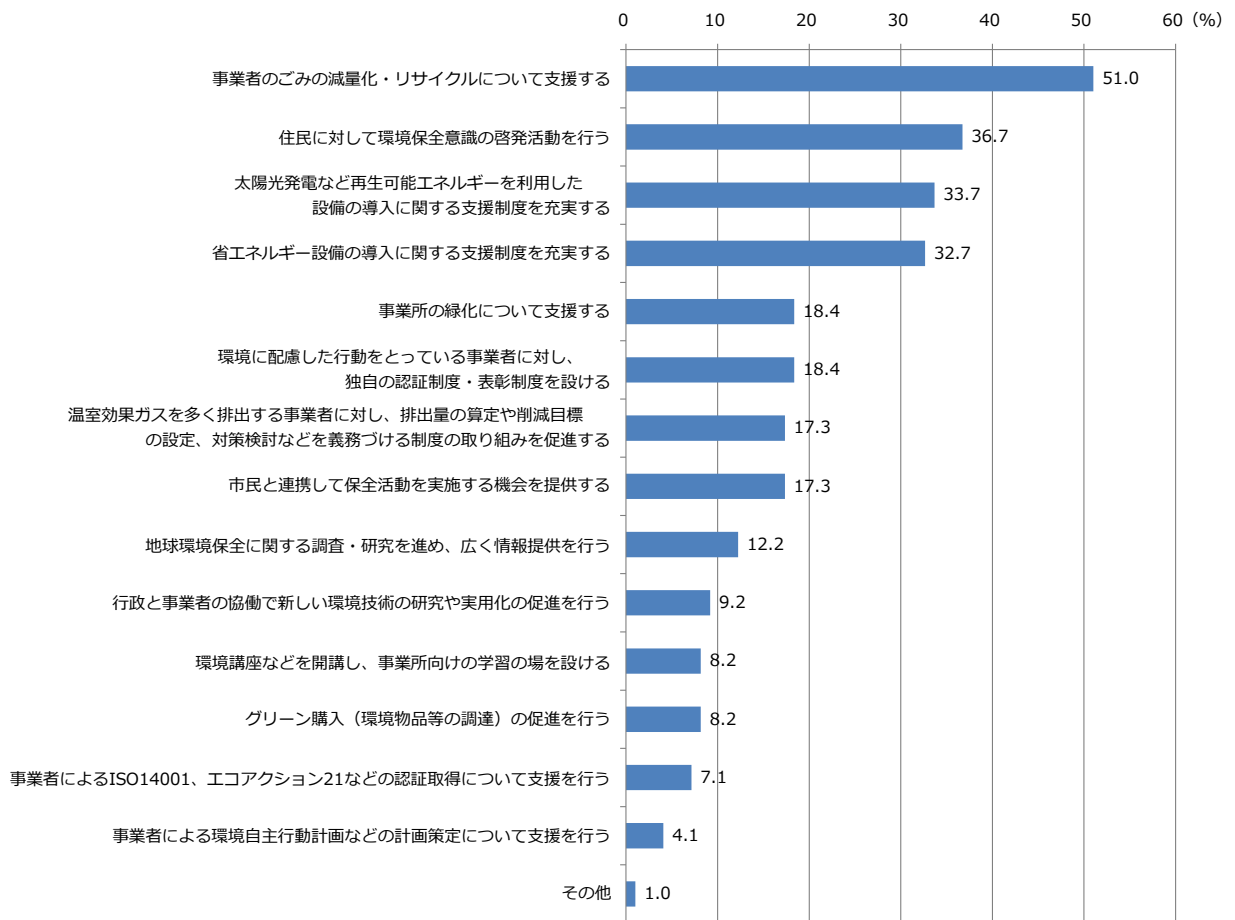


(回答数 : 93)

■環境保全対策を進めるうえでの障害

④環境保全対策を進めるために、市に特に期待する環境施策

- 環境保全対策を進めるために、市に特に期待する環境施策について、「事業者のごみの減量化・リサイクルについて支援する」「住民に対して環境保全意識の啓発活動を行う」「太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備の導入に関する支援制度を充実する」「省エネルギー設備の導入に関する支援制度を充実する」が多くあげられました。
- 環境保全対策を推進するために、事業者を支援する環境施策が求められているとともに、それらの施策について、市の広報紙やホームページなどを通じて、わかりやすく情報発信する必要があります。



(回答数：97)

■市に特に期待する環境施策

第2次計画では、将来環境像の実現と目標の達成を目指すために、施策の進捗状況を計る「環境指標」を設定しています。

5つの基本目標ごとに環境指標が設定されており、計画の目標値や基準年度との比較により、継続的に点検・評価を行っています。

第2次計画の環境指標及び施策の進捗状況から、本計画の策定に向けた課題を整理しました。

なお、環境基本計画の年度ごとの取組状況や目標の達成状況については、印西市環境白書として、各種の測定データや市の環境情報を取りまとめて、市民の皆様へ毎年公表しています。

《 環境指標の評価の見方 》

評価	評価内容
★★★★	: 目標値を達成することが出来ました。
★★★	: 基準年度と比較して、目標値に近づいています。
★	: 基準年度と比較しても目標値に近づいていません。



印西市環境白書

(1) 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して【自然環境】

①現状

基本目標1「自然環境」について、環境指標の多くは目標値を達成しています。市民アンケートでは緑の豊かさに満足している市民が多い一方で、谷津と台地を中心とした里山の保全への満足度は低く、古くから集落周辺に広がる美しい田園風景や貴重な里山など、本市独自の自然環境を維持していくことが望まれています。

自然環境における環境指標

環境指標	基準年度 (H23年度)	目標 (R3年度)	実績 (R2年度)	評価
里山保全活動団体数	11 団体	基準年度以上	12 団体	★★★★
農振農用地 [※] 面積	3,100 ha	基準年度以上	3,101 ha	★★★★
遊休農地 [※] 面積	465 ha	基準年度以下	459 ha	★★★★
認定農業者 [※] 数	46 経営体	基準年度以上	64 経営体	★★★★
市民農園区画数 (民間を含む)	476 区画	基準年度以上	420 区画	★
生きものの生息・生育種数	植物 803 種 動物 539 種	基準年度維持	植物 967 種 ^(注) 動物 892 種 ^(注)	★★★★

(注)「生きものの生息・生育種数」については、自然環境調査を5年に1回程度実施しており、直近の自然環境調査は令和2(2020)～令和3(2021)年に実施しました。

②課題

- 里山保全活動団体数は維持できていますが、構成員の高齢化により活動自体は縮小傾向にあることから、協力者や後継者の育成とともに、団体の枠にとらわれない保全活動のあり方を検討する必要があります。
- 遊休農地面積は減少していますが、今後は農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、遊休農地面積が増加に転じる恐れがあることから、さらなる担い手の確保を進める必要があります。
- 生きものの生息・生育種数は増加傾向を示していますが、把握している種数は外来種を含むものであり、在来種及び外来種を区別した指標を設け、種数の変化を把握する必要があります。

(2)安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して【生活環境】

①現状

基本目標2「生活環境」について、環境指標は概ね達成または目標値へ近づきつつありますが、師戸川の**BOD濃度**※や道路交通騒音など、目標を下回る指標も含まれます。

また、市民アンケートの満足度調査では有害化学物質の対策について「わからない」が多く、市の取組状況や有害化学物質に係る計測結果などの発信を強化する必要があります。

生活環境における環境指標

環境指標	基準年度 (H23年度)	目標 (R3年度)	実績 (R2年度)	評価
二酸化窒素※(NO ₂)濃度	0.032 ppm	千葉県環境目標値 (0.04 ppm) 以下を維持	0.024 ppm	★★★★
浮遊粒子状物質※(SPM)濃度	0.064 mg/m ³	環境基準※ (0.10 mg/m ³) 以下を維持	0.038 mg/m ³	★★★★
亀成川のBOD濃度	1.5 mg/L	環境基準 (3 mg/L) 以下を維持	2.0 mg/L	★★★★
神崎川のBOD濃度	1.4 mg/L	環境基準 (2 mg/L) 以下を維持	0.9 mg/L	★★★★
師戸川のBOD濃度	4.9 mg/L	環境基準 (3 mg/L) 以下を維持	6.8 mg/L	★
下水道普及率	80.3%	83.8%	83.0%	★★
下水道整備率	82.4%	93.6%	96.0%	★★★★
合併処理浄化槽普及率	77.0%	89.0%	82.8%	★★
合併処理浄化槽設置基数 (補助対象分累計)	2,830 基	3,526 基	3,588 基	★★★★
土壌の汚染に係る 環境基準	調査地点全項目 基準を達成	全地点・全項目の 基準達成を維持	全調査地点(3地点) で全項目基準を達成	★★★★
地下水の水質汚濁に係る 環境基準	調査地点全項目 基準を達成	全地点・全項目の 基準達成を維持	調査地点5地点のうち 2地点で基準を達成	★
道路交通騒音測定値	全調査地点で環境 基準以下を達成	全調査地点で環境 基準以下を維持	調査地点5地点のうち 4地点で基準を達成	★
ダイオキシン類※ 大気環境濃度	印西市役所 0.058 pg-TEQ/m ³ ※ 印西高花測定局 0.040 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 を維持(環境基準)	印西市役所 0.035 pg-TEQ/m ³ 印西高花測定局 0.066 pg-TEQ/m ³	★★★★
印西クリーンセンター煙 突出口におけるダイオキ シン類測定値	1号炉 0.11 ng-TEQ/Nm ³	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 を維持(排出基準)	1号炉 0.041 ng-TEQ/Nm ³	★★★★
	2号炉 0.035 ng-TEQ/Nm ³		2号炉 0.022 ng-TEQ/Nm ³	
	3号炉 0.017 ng-TEQ/Nm ³	0.5 ng-TEQ/Nm ³ 以下 を維持(排出基準)	3号炉 0.040 ng-TEQ/Nm ³	★★★★

②課題

- 師戸川のBOD濃度については、生活系や産業系、**面源系**※などの排水による複合的な影響が考えられるため、水質汚濁の原因を明らかにし、対策の検討・実施を進める必要があります。
- 放射性物質やダイオキシン類などの有害化学物質の計測結果や市の取組状況について、市民へ伝わりやすい情報公開の仕方を検討する必要があります。

(3)都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して【都市環境】

①現状

基本目標3「都市環境」について、環境指標は概ね達成または目標値へ近づきつつありますが、ゴミゼロ運動参加団体数など、目標を下回る指標もあります。市民アンケートでは、ポイ捨てや不法投棄の抑止への関心が高く、監視カメラの運用やパトロールの強化など、捨てられにくい環境づくりに向けたより一層の対策が望まれています。

都市環境における環境指標

環境指標	基準年度 (H23年度)	目標 (R3年度)	実績 (R2年度)	評価
不法投棄件数 (うち市民からの通報件数)	498件 (89件)	50件 (31件)	185件 (59件)	★★
ゴミゼロ運動参加団体数	218団体	256団体	193団体 ^(注)	★
クリーン印西推進運動 参加団体数	165団体	196団体	166団体 ^(注)	★★
市民1人当たりの都市公園 面積	15.53 m ²	基準年度以上	17.14 m ²	★★★★
市民と協働で管理して いる公園数	16箇所	28箇所以上	24箇所	★★
緑地面積の割合	55.3%	55.4%以上	57.5%	★★★★
指定文化財 [*] 件数(累計)	47件	53件	49件	★★
歴史民俗資料館への 来館者数	885人	1,300人	772人 ^(注)	★
市史刊行物の発行数(累 計)	48冊	54冊	57冊	★★★★
市史講座の受講者数	70人	120人	78人 ^(注)	★★

(注)「ゴミゼロ運動参加団体数」「クリーン印西推進運動参加団体数」「歴史民俗資料館への来館者数」「市史講座の受講者数」については、新型コロナウイルス感染症対策の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

②課題

- 「不法投棄件数」は基準年度と比較して減少傾向にあるものの、いまだ目標値を大きく超える件数が発生しており、山林の道路脇など人目につきにくい場所での投棄が多く見受けられることから、捨てられにくい環境づくりに向けた対策を強化する必要があります。
- 「ゴミゼロ運動参加団体数」が減少傾向にあり、各参加団体への負担増加やゴミゼロ運動全体の活動低下が懸念されることから、ゴミゼロ運動への参加の呼びかけや参加団体への支援などに向けた取組を検討する必要があります。

(4)低炭素社会の構築に向けた、地球環境に負荷を与えないまちを目指して【地球環境】

①現状

基本目標4「地球環境」について、環境指標は概ね達成または目標値へ近づきつつありますが、市内駅の1日平均乗車人員や総資源化率など、目標を下回る指標もあります。総資源化率は民間回収を含めた全体の把握が困難であり、今後は新たな指標の検討が必要と考えられます。市民アンケートでは、「再生可能エネルギーを活用する」を実施している割合が低く、温室効果ガスの排出抑制に向けて、より一層の地球温暖化の対策を推進する必要があります。

地球環境における環境指標

環境指標	基準年度 (H23年度)	目標 (R3年度)	実績 (R2年度)	評価
ふれあいバス利用者数	190,773人	基準年度以上	245,944人 ^(注1)	★★★★
市内駅の1日平均乗車人員	30,676人 (H22年度)	基準年度以上	29,930人 ^(注1)	★
1人当たりの 二酸化炭素排出量	4.00 t-CO ₂ /年 (H22年度)	基準年度以下	3.85 t-CO ₂ /年 (R1年度)	★★★★
太陽光発電システム設置 件数(補助対象分累計)	529件	2,400件	2,028件	★★
太陽熱利用システム設置 件数(補助対象分累計)	34件	140件	60件	★★
1人1日当たりの ごみ排出量 ^(注2)	887g	696g	884g	★★
総資源化率 ^{(注2)(注3)}	21%	30%	17.8%	★

(注1)「ふれあいバス利用者数」「市内駅の1日平均乗車人員」については、新型コロナウイルス感染症対策の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

(注2)数値目標については、「第2次印西市ごみ減量計画」の目標年次に合わせ令和2年度としています。

(注3)総資源化率(%) = (市資源回収量 + 有価物集団回収量) ÷ (一般廃棄物総排出量 + 有価物集団回収量) × 100

②課題

- 「ふれあいバス利用者数」は増加傾向にありますが、依然として交通不便地域があることから、運行ルートの再編やデマンド交通の実施など、公共交通の更なる充実が求められます。
- 「1人当たりの二酸化炭素排出量」は基準年度を下回っていますが、国内外の動向を踏まえ、今後も温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を最大限行うことに加えて、HEMS[※]・BEMS[※]などの新技術の活用や、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進する必要があります。
- 「太陽熱利用システム設置件数(補助対象分累計)」は基準年度より増加していますが、近年の補助件数は伸び悩んでおり、補助制度の要件や対象設備などの見直しを図る必要があります。

(5)環境配慮行動の実践者を拡大し、みんなで環境を育てるまちを目指して【人づくり】

①現状

基本目標5「人づくり」について、全ての環境指標で目標を達成しています。市民アンケートを通じては、一人では環境活動に参加しにくいと感じている市民が多いことが分かっており、今後は活動団体の枠にとらわれず自由に参加できる仕組み作りが重要と考えられます。

人づくりにおける環境指標

環境指標	基準年度 (H23年度)	目標 (R3年度)	実績 (R2年度)	評価
環境講座・イベント等の開催回数	15回	18回以上	31回 ^(注)	★★★★
環境情報の提供回数	24回	24回を維持	24回	★★★★
環境活動団体数	29団体	30団体以上	33団体	★★★★

(注)「環境講座・イベントなどの開催回数」については、新型コロナウイルス感染症対策の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

②課題

- 「環境活動団体数」は、構成員の高齢化により活動の維持は困難になりつつあることから、団体における活動への支援のほか、若者世代及び企業の参画を促す施策や活動団体の枠にとられない環境活動への参加のあり方などを検討する必要があります。
- 市民・事業者・行政による環境情報や環境関連イベント情報の発信元が統一されておらず、環境に関心のある市民が十分に情報を受け取れていないことから、情報発信の一元化を図る必要があります。



夜明けの印旛沼

第3章

印西市の環境目標

- 3-1 印西市が目指す将来環境像
- 3-2 計画とSDGsの関連
- 3-3 将来環境像の実現に向けた基本目標と個別目標
- 3-4 将来環境像の実現に向けた施策の体系



第3章

印西市の環境目標

3-1 印西市が目指す将来環境像

本計画における将来環境像を次のとおり定めます。



本市は、里山や水辺などの豊かな自然環境に恵まれた地域であるとともに、千葉ニュータウンに代表される機能的・都市的利便性の高い地域を持つまちでもあります。

令和3（2021）年3月に策定された印西市総合計画では、本市の将来都市像として「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」を掲げており、受け継がれてきた良好な自然環境と質の高い都市基盤の中で、すべての市民が安心していきいきと活動し、生活の様々な場面で住みよさを実感できるまち、そして将来も住み続けたいと思うまちとすることを目標としています。

しかしながら、本市の魅力である自然環境は、産業構造や生活様式の変化などに伴う里山の荒廃、外来生物の侵入・定着、地球温暖化やそれに伴う気候変動などにより大きく変化しています。

本市の将来に向けては、里山・水辺をはじめとする本市を特徴づける自然環境を保全し、利便性のある都市機能を向上させ、自然と暮らしが調和した社会を構築するとともに、日常生活や事業活動のひとつひとつが環境と密接につながっていることを実感し、自然との共存を意識した行動を心がけることが重要です。

これらのことから、本計画においては「みんなで作る 自然と暮らしが調和した快適でやさしいまち いんざい」を本市の将来環境像として、市民・事業者・行政の三者協働により、将来環境像の実現に向けた取組を行っていきます。

3-2 計画とSDGsの関連

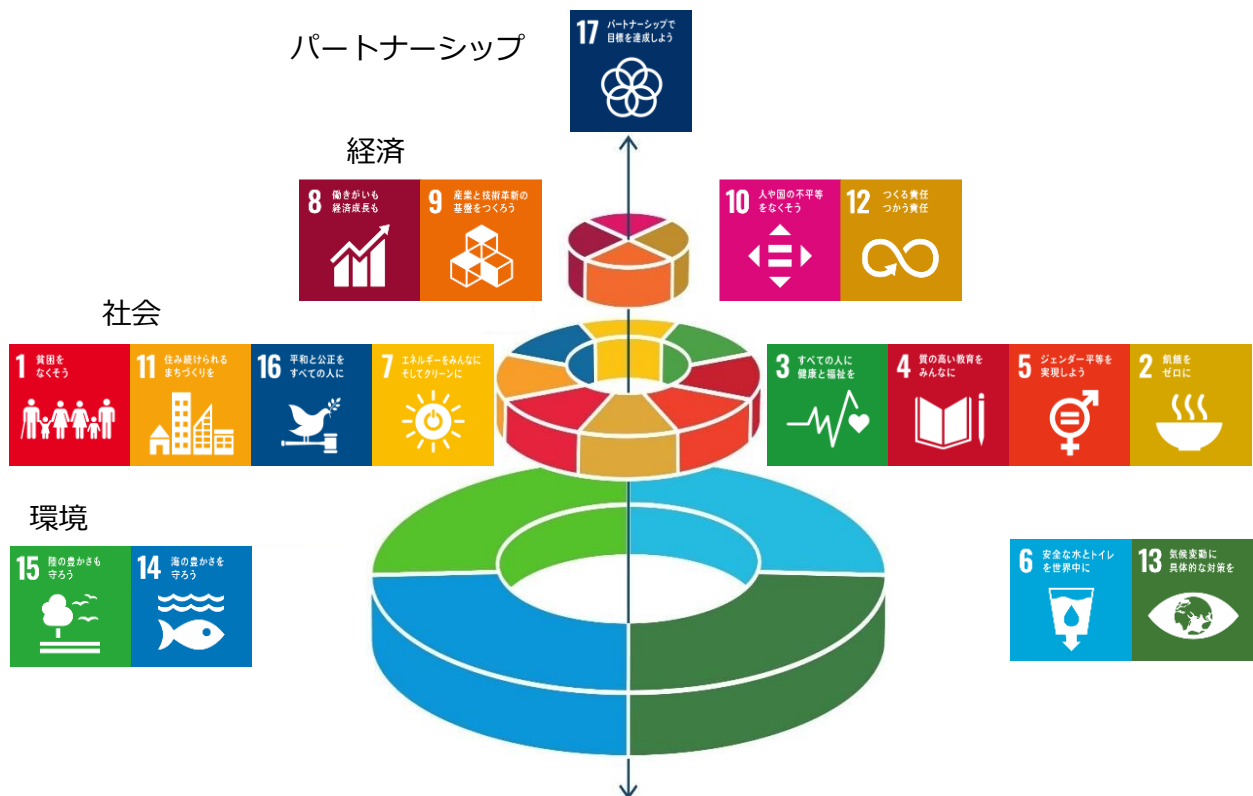
(1)SDGsの概要

SDGsとは「^{サステナブル} ^{ディベロップメント} ^{ゴールズ} Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」といいます。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と**包摂性***のある社会の実現を目指すものであり、先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の目標です。

SDGsは17のゴールと169のターゲットで構成されています。17のゴールを3層に分類して総合的に整理した「SDGsのウェディングケーキ図」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。

SDGsのゴールとターゲットは相互に関係しており、総合的なアプローチを用いることで「環境」「社会」「経済」における複数の課題の同時解決を図る「マルチベネフィット」を目指す特徴があるほか、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。

SDGsのウェディングケーキ図



資料：Stockholm Resilience Centre の図に追記

(2)環境基本計画におけるSDGsの位置づけ

SDGsの達成には国際機関、国、産業界、地方公共団体と一般市民が一丸となって取り組むことが求められており、地方公共団体は、市民・事業者との間でリーダーシップを持って取組を推進する必要があります。

本市の将来環境像「みんなでつくる 自然と暮らしが調和した快適でやさしいまち いんざい」の実現に向けて、本計画の各種取組と主に関連するSDGsの13ゴールを一体的に推進することで、複数課題の同時解決を図ります。

本計画の取組に関連しているSDGsのゴール

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>ゴール2： 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>ゴール3： あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>ゴール4： 全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>ゴール6： 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>ゴール7： 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>ゴール8： 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>ゴール9： 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>ゴール11： 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>ゴール12： 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>ゴール13： 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>ゴール14： 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>ゴール15： 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>17 パートナリープで目標を達成しよう</p>	<p>ゴール17： 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>		

出典：総務省

3-3 将来環境像の実現に向けた基本目標と個別目標

本市の将来環境像を実現するために、5つの分野の基本目標と個別目標を次のとおり定めます。

市民・事業者・行政の協働により、自然と暮らしが調和した快適でやさしいまちの実現を目指します。

印西市総合計画

【将来都市像】
住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで

環境基本計画の推進



3-4 将来環境像の実現に向けた施策の体系

5つの分野の基本目標と個別目標の達成に向けた施策の体系を次のとおり示します。

また、本計画に関連する主なSDGsのゴールを整理しました。各施策とSDGsのゴールを関連付け、相互の目標達成に向けた一体的な取組を進めます。

将来環境像

基本目標

みんなでつくる 自然と暮らしが調和した快適でやさしいまち いんざい

1. 自然環境

豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり



2. 生活環境

安心で快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり



3. 循環型社会

限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり



4. 脱炭素社会

カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり



5. 人づくり

パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり







小倉地区の田園風景

第4章

環境施策の展開

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

自然環境

生活環境

循環型社会

脱炭素社会

人づくり



第4章

環境施策の展開

自然環境

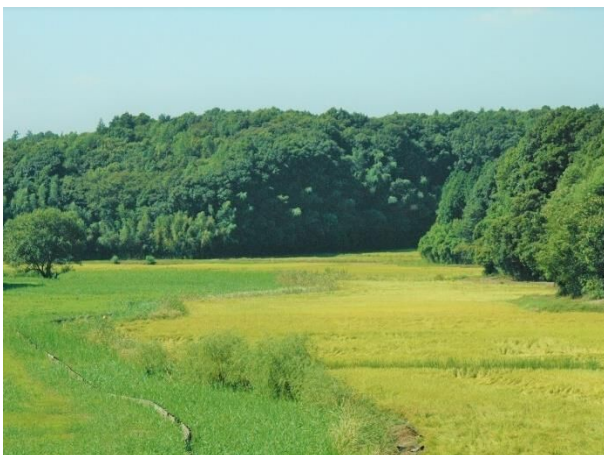
基本目標 1

豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり

将来イメージ

- 市民・事業者・行政などの多様な主体が連携しながら、谷津と台地を中心とした里山や水辺の保全に取り組むことで、本市の自然環境が適切に維持されています。
- 生きものの生息・生育環境を定期的にモニタリングし、市域への外来種の移入を防ぐことで、地域固有の多様な動植物の生態系や希少生物の生育環境が維持されています。
- 環境教育を通じて、市民・事業者の水辺への関心が向上しています。また、市民・事業者・行政の協働により湧水や河川の清掃活動・水質調査が継続して行われています。
- 市民による公園美化活動や花壇づくり活動が活発に行われるとともに、事業者による大規模な開発行為において緑化が徹底されるなど、緑潤う生活空間がつくられています。
- 地域の文化財や歴史資料などが適切に保存されており、文化・歴史と自然との調和が感じられるまちづくりが行われています。

関連するSDGs



松崎台の谷津



牧の原地区の街並み

個別目標 1 谷津と台地を中心とした里山の保全

現状と施策展開の方針

本市は自然環境が豊かな地域であり、利根川・印旛沼・手賀沼などの水辺環境や谷津と台地を中心とした里山は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

中でも谷津は、長い年月の中で利根川水系による台地の浸食と海面の変動によって平らな谷底を持つ浅い谷地形がつけられた地質的な成り立ちを示すとともに、せり上がる樹林地・斜面林と湧き出る地下水、それらを利用して人々が作り上げた谷津田から構成されています。

谷津と台地を中心とした里山は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、下草刈り、山菜採りといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって植生が保たれ、継承されてきた貴重な資源です。

しかしながら、近年は農家の後継者不足や産業構造の変化に伴う離農者の増加などにより、かつての農地が宅地やその他用地へ転用されたり、遊休農地となることで人の手が入らなくなり動植物の種類が乏しくなる（生物多様性の低下）など、里山の荒廃、機能の低下が懸念されます。

継承してきたこれらの豊かな自然環境を維持するため、市内における農業の活性化を図るほか、放棄された水田などに隣接する水路や農道、斜面林の保全管理を、農家、非農家（市民や環境活動団体など）、行政の協働により取り組んでいきます。

指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)
里山保全活動団体数	12 団体	現状以上	現状以上
里山保全回数	11 回	現状以上	現状以上
農振農用地面積	3,101ha	現状維持	現状維持
認定農業者及び認定新規就農者 [※] 数	67 経営体	77 経営体	77 経営体以上
遊休農地面積	459ha	現状以下	現状以下
多面的機能支払交付金 [※] 交付団体数	11 団体	現状以上	現状以上

施策の内容

樹林地・斜面林の保全	担当課
○保全活動の担い手の確保や育成に向け、森林整備補助事業を実施します。	農政課
○ 地域森林計画対象民有林 [*] やその他樹林地において、所有権の調査や森林環境譲与税を活用した維持管理の仕組みづくりなどを検討していきます。	農政課
○市民・事業者・行政の協働による里山保全事業を実施します。	環境保全課

農地の保全	担当課
○優良な農地を保全するために 農用地域 [*] を指定します。	農政課
○農業従事者の高齢化や後継者不足などによる農地の荒廃を防ぐため、農業後継者や新規就農者を支援するとともに、意欲ある担い手に農地の利用集積を促進します。	農政課
○遊休農地の発生防止のため、農地を貸したい方と借りたい方をつなぐ農地中間管理事業による支援や、補助金を活用した耕作放棄地の再生事業の活用などを促進します。	農政課
○市民やボランティアなど多様な人々の農業への理解と関心を深めるために市民農園の利用を促進します。	農政課
○農作物の地産地消を振興するため、農作物直売所が行う販売促進事業を支援するとともに、保育園・学校などにおける食育や農業体験を実施します。	農政課 関係各課
○環境保全型農業を促進するため、低農薬・無農薬栽培を支援します。	農政課
○水路、農道や法面などの農業を支える共用施設の保全管理に取り組む農業者や地域住民の共同作業を支援します。	農政課
○谷津の保全に向け、営農地については土地所有者と行政、遊休農地については土地所有者、市民、事業者、行政などの協働に基づく保全・活用に向けた仕組みづくりを検討します。	環境保全課 関係各課

個別目標 2 生きものの生息・生育空間の保全

現状と施策展開の方針

市内の自然環境調査では、ホタル、サシバやキンラン^{*}をはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。また、初夏に谷津周辺で飛翔するホタルは毎年多くの市民が見に訪れ、古くから地域で親しまれてきました。

一方、カミツキガメやナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクなどの**特定外来生物**^{*}が増加しており、本市特有の生物や生態系にとって大きな脅威となっているほか、イノシシ、ハクビシンやコブハクチョウなどの**有害鳥獣**^{*}による生活被害や農作物被害も増加しています。

私たちの暮らしは、生活に欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、生態系から得られる恵みによって支えられています。本市の恵まれた自然環境や豊かな生態系を守り、保全していくために、市民や事業者と生物多様性の有する機能や重要性を広く共有していきます。

また、利根川・印旛沼・手賀沼などの水辺環境について、環境教育を通じた市民の意識向上を図るとともに、清掃活動や湧水調査など、市民と行政の協働による維持管理に努めていきます。

指標		現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)	
在来種の生息・生育種数	植物	682	現状維持	現状維持	
	動物	哺乳類			8
		鳥類			96
		爬虫類			10
		両生類			6
		昆虫類			716
		魚類			12
外来種の生息・生育種数	植物	285	現状以下	現状以下	
	動物	哺乳類			2
		鳥類			4
		爬虫類			2
		両生類			2
		昆虫類			21
		魚類			13

施策の内容

生きものの生息・生育空間の把握	担当課
○動植物の生息・生育状況を把握するため、定期的に市域全域での自然環境調査を実施するほか、市民から情報を収集します。	環境保全課
○地域のランドマークやシンボルとなる巨樹・古木などの独立樹の保全に向け、定期的な調査を実施します。	環境保全課

多様な生態系の保全	担当課
○生物多様性の維持に向け、貴重な動植物の生息・生育環境の保全方法を検討します。	環境保全課
○外来種への対策として、県と連携し、市域における在来種の生息・生育状況に悪影響を与えるリスクの高い特定外来生物の防除を実施します。	環境保全課
○ペットが野外に逃げ出したり捨てられることで生態系に及ぼす悪影響を防ぐため、市民・事業者へ適切な管理に関する意識啓発を行います。	環境保全課
○有害鳥獣対策として、捕獲・追い払いのほか、電気柵の普及拡大や捕獲従事者の担い手の充実を図ります。また、捕獲従事者の高齢化及び負担軽減に対応するため、ICT [※] を活用した捕獲の推進など効率的かつ省力化に向け取り組んでいきます。	環境保全課
○動植物が生息・生育する場所の環境保全意識の高揚を図り、野生生物全般の乱獲や過度な採取を抑制するため、自然探訪や自然教室など身近な自然と触れ合う機会を提供します。	環境保全課
○生態系を保全するため、一定規模以上の開発に際しては、野生生物の生育・生息環境に配慮した事業の実施を事業者へ要請します。	環境保全課 関係各課

水辺環境の保全	担当課
○良好な水辺環境を維持するため、多様な自然が保たれる工法を用いた河川・農業用水路などの整備を関係機関に要請します。	環境保全課
○印旛沼・手賀沼周辺において、草刈や堆積土の除去、周辺の樹木の枝払いや伐採など、市民参加による水辺の清掃活動や保全活動を実施します。	環境保全課
○湧水ポイントを把握するとともに、適切に保全します。	環境保全課

個別目標 3 暮らしと自然のつながりの確保

現状と施策展開の方針

本市には、里山をはじめとする自然・田園風景が広がっているとともに、まちづくりを通じて都市公園や街路樹などの身近な緑が保全・創出されています。

一方、千葉ニュータウンを中心とした市街地では、ゆとりと落ち着きのある住宅地や賑わいのある大型商業施設・業務施設など全体的にまとまりのある景観が形成されています。

市内各所に見られる社寺や木下貝層をはじめとする指定文化財、その周辺に残る社寺林や屋敷林などは、人と自然が関わりあい形づくってきた文化・歴史景観を示しています。

今後も、市民が住み続けたいと思えるまちとするためには、本市特有の景観を継承・向上させ、暮らしの中で樹木や草花などの緑を身近に感じられるまちづくりを行い、地域への愛着や誇りを醸成していくことが重要です。

引き続き、公園・道路美化活動の推進や印西市開発事業指導要綱に基づく指導、緑化の要請などを行うとともに、地域に関わる市民や事業者を含めた人々との協働により、印西市を取り囲む利根川・印旛沼・手賀沼と里山からなる生態系ネットワークに配慮しながら、暮らしと自然のつながりの確保を図っていきます。

指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)
公園美化活動の団体数	26 団体	29 団体	29 団体以上
道路美化活動の団体数	15 団体	現状以上	現状以上
文化財指定数	49 件	現状以上	現状以上

施策の内容

自然と調和したまちづくり	担当課
○うるおいのある生活空間の創出に向けて、四季を通じて市内各所に花が咲き誇る魅力あるまちづくりを市民とともに進めます。	都市整備課 関係各課
○市民・事業者が自発的かつ自主的に行う公園の美化活動に対し、管理に必要な物品や用具の貸与・支給などの支援を行います。	都市整備課
○緑地協定 [*] により、住宅地の緑化を促進します。また、一定規模以上の工場や事業所などについては、事業者に対して緑化協定 [*] に基づいた緑の創出を要請します。	都市整備課
○街中の良好な緑陰空間 [*] や都市景観の形成に向けて、街路樹など植栽帯の適切な整備・管理を行います。	土木管理課
○「印西市景観計画」に基づき、本市の原風景である里山や、広大な田園などの緑あふれる景観の保全、それらを活かした景観まちづくりを推進します。	都市計画課
○開発行為を行う事業者に対し、印西市開発事業指導要綱に基づく指導を実施するなど、土地利用の適正な誘導を行い、街中における緑の保全を図ります。	都市計画課

文化・歴史の保全	担当課
○郷土伝統文化の継承・公開や史跡整備・活用事業などを通じて郷土意識の涵養を図り、社寺やその周辺に残る社寺林・屋敷林など本市特有の風景を保全します。	生涯学習課 関係各課

生活環境

基本目標 2 安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり

将来イメージ

- 大気や水質、放射性物質などに対する調査・監視・指導の継続や家庭・事業所において排水への配慮、施設の適切な管理などの自主的な環境配慮の取組が定着したことで、環境基準が達成されています。
- 道路や工場、建設作業などから発生する騒音・振動、悪臭への適切な対策・指導を実施したことで、快適な生活環境が保たれています。また、行政による意識啓発によって生活騒音や悪臭に関する市民の意識が向上し、近隣住民間での配慮がなされています。
- 市による監視体制の強化などにより、不法な残土の埋立行為が防止されるなど、安全・安心に暮らせるまちになっています。

関連するSDGs

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 
---	--	---	--	---



亀成川



河川の水質調査

現状と施策展開の方針

本市では、高花地区に一般環境大気測定局が設置され、年間を通じて大気の状態が観測されています。本市の二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び **PM2.5**^{*}は環境基準値以下で推移していますが、**光化学オキシダント**^{*}は環境基準を達成していません。

水質環境については、公共下水道の整備、認可区域外における合併処理浄化槽の普及などの対策を実施してきました。

今後は、師戸川や印旛沼・手賀沼などの水質改善に向け、広域的な連携のもと、生活系や産業系、面源系などの排水による複合的な要因を踏まえた新たな取組の検討・実施を進めます。

騒音・振動については、市内の主要幹線道路を中心に実施する騒音・振動調査を継続し、定期的な調査や寄せられた苦情などをもとに発生源へ適切な指導を行うことで改善を図ります。

指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)
二酸化窒素 (NO ₂) 濃度	0.024 ppm	千葉県環境目標値 (0.04ppm)以下を維持	千葉県環境目標値 (0.04ppm)以下を維持
浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度	0.038 ppm	環境基準(0.10mg/m ³)以下を維持	環境基準(0.10mg/m ³)以下を維持
光化学スモッグ注意報発令回数	0 回	現状維持	現状維持
亀成川の BOD 濃度	2.0mg/L	環境基準 (3mg/L)以下を維持	環境基準 (3mg/L)以下を維持
神崎川の BOD 濃度	0.9mg/L	環境基準 (2mg/L)以下を維持	環境基準 (2mg/L)以下を維持
師戸川の BOD 濃度	6.8mg/L	環境基準 (3mg/L)以下を維持	環境基準 (3mg/L)以下を維持
印旛沼の COD 濃度 [*]	12.0mg/L	環境基準 (3mg/L)以下を維持	環境基準 (3mg/L)以下を維持
手賀沼の COD 濃度	11.0mg/L	環境基準 (5mg/L)以下を維持	環境基準 (5mg/L)以下を維持
地下水の水質汚濁に係る環境基準(28 項目)	調査 2 地点全項目基準を達成	全調査地点・全項目の基準達成	全調査地点・全項目の基準達成
下水道普及率	83.0%	85.0%	85.0%以上
下水道整備率	96.0%	現状以上	現状以上
合併処理浄化槽普及率	82.8%	現状以上	89.0%以上
合併処理浄化槽設置基数 (補助対象分累計)	3,588 基	4,160 基	4,510 基
土壌の汚染に係る環境基準(29 項目)	調査 3 地点全項目基準を達成	全調査地点・全項目の基準達成	全調査地点・全項目の基準達成
道路交通騒音測定値	調査 4 地点で環境基準を達成	全調査地点で環境基準達成	全調査地点で環境基準達成

施策の内容

大気環境の保全	担当課
○大気環境を常時監視するとともに、環境基準を超過した際は注意喚起を行います。	環境保全課
○工場・事業場などからの排出ガス抑制に関する普及啓発と指導を行います。	環境保全課
○排出ガスの少ない自動車や運転方法について普及啓発を図るとともに、公共交通機関の利用促進に向けた呼びかけを行います。	環境保全課
○野焼き行為を防止するため、広報紙・ホームページによる意識啓発やパトロールによる監視などを行います。	クリーン推進課

水・土壌環境の保全	担当課
○市内の水質環境を把握するため、河川、湧水、地下水及び工場排水などの水質の定期測定を実施します。水質事故の発生時には発生源施設への立ち入りや指導を行います。	環境保全課
○下水道が未整備となっている区域の計画的な公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内の水洗化に努めます。	下水道課
○公共下水道が整備されていない地区における高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置後の維持管理の必要性を周知徹底します。	環境保全課
○家庭の生活排水対策の一環として、使用済み食用油の回収・資源化などを行います。	クリーン推進課
○台地での降雨の適正な水循環を図っていくため、雨水貯留施設や雨水浸透柵などの設置普及を進めます。	環境保全課 関係各課
○地下水の適切な利用について、意識啓発・指導を行います。	環境保全課
○歩道の新設・改良工事の際には、透水性舗装による整備を推進します。	建設課
○不法な残土の埋立を防止するため、盛土の監視パトロールを実施するほか、特定事業の申請者には法令の遵守を徹底するよう指導を行います。	環境保全課

騒音・振動・悪臭の防止	担当課
○市内道路における騒音・振動調査を実施するとともに、関係機関に対し、道路の適正な維持・管理対策の充実・強化を働きかけます。	環境保全課
○事業所・商業施設、建設作業を発生源とする騒音・振動について、法令及び条例に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。	環境保全課
○家庭を発生源とする生活騒音について意識啓発を行い、市民の意識の高揚を図ります。	環境保全課
○「悪臭防止法」及び「印西市環境保全条例」に基づき悪臭の発生源の管理者へ指導を行います。	環境保全課

現状と施策展開の方針

私たちの生活は様々な化学物質に囲まれており、そうした化学物質は暮らしを便利で快適にする一方で、適切に管理されないことで人の健康や動植物に悪影響を及ぼすものや、廃棄物の焼却過程などでダイオキシン類を発生させる有害なものもあります。

また、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、放射性物質による環境汚染という新たな環境問題も生まれました。

安全・安心な生活を守っていくには、これらの有害化学物質による市内の環境汚染を未然に防ぐことが重要であり、本市では県や周辺市町、印西地区環境整備事務組合などと連携し、有害化学物質の監視を行っています。また、印西クリーンセンターや市役所などにおけるダイオキシン類濃度の測定、市内公共施設における空間線量率^{*}の測定を行っています。

引き続き、有害化学物質の発生源における監視・指導を行い、安全・安心な暮らしの確保に努めるとともに、有害化学物質に係る市民・事業者への情報提供として測定結果の公表を行っています。

指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)
ダイオキシン類大気環境濃度	印西市役所 0.035pg-TEQ/m ³ 印西市高花測定局 0.066pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下を維持(環境基準)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下を維持(環境基準)
印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値	1号炉: 0.041ng-TEQ/Nm ³	1ng-TEQ/Nm ³ 以下を維持(排出基準)	1ng-TEQ/Nm ³ 以下を維持(排出基準)
	2号炉: 0.022ng-TEQ/Nm ³		
	3号炉: 0.040ng-TEQ/Nm ³	0.5ng-TEQ/Nm ³ 以下を維持(排出基準)	0.5ng-TEQ/Nm ³ 以下を維持(排出基準)
公共施設における空間放射線量達成率	全地点の基準達成 (172 地点)	全地点の基準達成	全地点の基準達成

施策の内容

有害化学物質の適正管理	担当課
○県や周辺市町、印西地区環境整備事業組合などと連携して、ダイオキシン類等の有害化学物質対策を継続して進めるとともに、情報収集に努め、有害化学物質等に対する取り組みについて、市民・事業者に分かりやすく情報を提供します。	環境保全課 クリーン推進課
○有害化学物質汚染が確認された場合は、県と連携し原因究明及び発生源の管理者に対し再発防止の指導を行います。	環境保全課
放射性物質に対する安全・安心の確保	担当課
○市内における放射性物質を監視するとともに、調査結果について市民・事業者へ情報提供を行い、必要に応じて国、県など関係機関と連携しながら放射線量低減の対策を講じます。	環境保全課 関係各課

循環型社会
基本目標 3 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり

将来イメージ

- 市民と行政の連携による地域パトロールや監視カメラの運用などにより、不法投棄が防止されています。また、環境美化意識の向上によりポイ捨てのない美しいまちづくりが行われています。
- ライフスタイル・ビジネススタイルにおけるごみの減量化の意識が高まっており、減量化したごみについても、分別・リユース[※]・リサイクルなど適切に処理されています。
- プラスチックごみによる海洋汚染の防止や食品ロスの削減に向けた意識が高まり、リユースしやすい商品を販売・購入する、必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなどの取組が市民・事業者において定着しています。

関連するSDGs

<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 
---	---	--	---	---	---



クリーン印西推進運動



食品ロス削減協力店ステッカー

現状と施策展開の方針

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロール、監視カメラの設置などを実施しているほか、市民団体や事業者と連携してゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動に取り組んでいます。

不法投棄の発生件数は令和2（2020）年度において185件であり、過去の500件近い件数からは大幅に減少していますが、近年の発生件数はほぼ横ばいで推移しており、依然として山林の道路脇など人目につきにくい場所での投棄が見受けられます。

ごみの不法投棄やポイ捨ては景観や自然環境、生活環境に悪影響を与えており、また不法投棄を処理せずに放置していると「捨てやすい環境」と捉えられ、さらなる不法投棄の要因となる傾向があることから、ごみがなく、人の手が入っていることが感じられる「捨てられにくい環境づくり」が重要です。

本市では、ゴミゼロ運動など市民・事業者と連携した清掃活動を通じて、身近な地域の環境を清潔に保つ意識を育むとともに、市民との連携体制の構築など、より一層の監視体制の強化を図っていきます。

指標	現状 (R2年度)	中間目標 (R8年度)	最終目標 (R13年度)
ゴミゼロ運動参加団体数	193団体 ^(注)	195団体	195団体以上
クリーン印西推進運動参加団体数	166団体 ^(注)	現状以上	現状以上
市民からの不法投棄通報件数	59件	40件	40件以下

(注)ゴミゼロ運動参加団体数とクリーン印西推進運動参加団体数の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

施策の内容

環境美化活動の推進	担当課
○環境美化意識の向上を図るため、市民・事業者・行政が一体となり、ゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動などの環境美化活動を行います。	クリーン推進課
○歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の適正な運用を図り、環境美化意識の向上を図ります。	クリーン推進課

不法投棄の未然防止	担当課
○監視カメラの運用やパトロールの強化により、不法投棄やポイ捨てがされにくい環境づくりに努めます。	クリーン推進課
○不法投棄やポイ捨てがされにくい環境づくりに向け、土地の所有者へ情報提供・意識啓発を行うほか、市民との連携体制を構築します。	クリーン推進課

個別目標 2 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

現状と施策展開の方針

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動は、私たちに快適な生活環境をもたらす一方で、地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など環境に大きな負荷を与えています。環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築するためには、廃棄されるごみを減らし、ごみを含む限りある資源を有効に活用することが重要です。

本市では、人口や事業所の増加により、ごみ排出量は増加傾向にあります。また、本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国及び県の平均値をともに下回っていますが、平成30（2018）年度以降はそれまでの減少傾向から増加に転じており、削減に向けた努力が求められます。

今後は、ごみの減量化・資源化に向けて発生抑制（**リデュース**※）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動の更なる推進に取り組み、「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努め、より一層のごみ減量化を進めていきます。

また、昨今の世界的な課題として取り上げられている海洋プラスチック及び食品ロス問題について、プラスチックの使用削減や適正処理に向けた分別、家庭や飲食店での食べ残しの削減、余剰食品のフードバンクへの提供・活用など、市民・事業者・行政と連携のもと取組を推進していきます。

指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)
1人1日当たりのごみ排出量	884g	747g 以下	706g 以下
生ごみ処理容器等購入費補助 交付基数	87 基	現状以上	現状以上
ごみの減量などに係る出前講 座実施回数	19 回 ^(注)	現状以上	現状以上

(注)ごみの減量などに係る出前講座実施回数の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

施策の内容

ごみの発生抑制	担当課
○食品ロスの啓発や フードドライブ *事業への協力などを通じて、市内の食品ロス削減を推進します。	クリーン推進課
○生ごみの水切りの啓発や生ごみ処理容器等購入補助制度の継続を通じて、生ごみの減量化を図ります。	クリーン推進課
○剪定枝粉碎機貸出の啓発や剪定枝粉碎機購入補助制度の検討を通じて、剪定枝の減量化を図ります。	クリーン推進課
○減量計画書の活用や事業者への啓発を通じて、事業系ごみの減量化を推進します。	クリーン推進課
○レジ袋やプラスチック製容器などの使い捨てプラスチック製品の使用削減を推進します。	クリーン推進課
○家庭系ごみの有料化や事業系ごみの処理手数料の適正化について検討します。	クリーン推進課

ごみの分別・リユース・リサイクル	担当課
○広報紙、ホームページなどを通じ、分別意識の徹底を図ります。また、ごみ減量化に関する説明会を充実し、市のごみ処理施策への協力を求めるとともに、市民の声を直接聴ける意見交換を行います。	クリーン推進課
○プラスチックの適正処理に向け、ペットボトルやプラスチック製容器包装のほか、プラスチック製品などについても回収及び資源化について検討します。	クリーン推進課
○有価物集団回収奨励金交付事業の継続、市内の店頭回収実施店舗の一覧化、資源物として回収できる新たな品目の選定などを通じて資源回収を推進します。	クリーン推進課
○リサイクル情報広場事業や子ども服リユース事業（おさがりマルシェ）を継続し、市内のリサイクル活動やリユース活動に関する意識啓発を行います。	クリーン推進課
○行政の物品調達にあたっては、「グリーン購入推進指針」に基づき、リサイクル品の購入・使用などに努めます。	環境保全課 関係各課
○ごみの減量化・資源化についての関心の向上を図るため、ごみ処理・リサイクル施設の見学会を実施するほか、出前講座や「環境フェスタ」などの学習機会の充実を図ります。	クリーン推進課

適正なごみ処理の体制整備・推進	担当課
○ごみの安定処理の継続や循環型社会の構築を図るため、「印西地区ごみ処理基本計画」に基づき、印西クリーンセンターや一般廃棄物最終処分場における適正なごみの処理体制を維持していきます。	クリーン推進課
○老朽化に伴い新たに整備を予定する次期中間処理施設整備事業を通じて、適正なごみの処理体制を整備していきます。	クリーン推進課

脱炭素社会

基本目標 4

カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり

将来イメージ

- **COOL CHOICE**^{クールチョイス}※が定着し、日常生活や事業活動への省エネルギー設備の導入やエコドライブの実践など、環境に配慮した行動を上手に取り入れることで、快適性を保ちながらエネルギー消費を抑えた生活や事業活動が行われています。
- 家庭や事業所での再生可能エネルギー利用が進み、さらに、省エネルギー及び創エネルギーを兼ね備えた住宅（**ZEH**※）、工場やビル（**ZEB**※）が市内に増えたことで、環境負荷の少ないエネルギー消費が実現しています。
- 充電ステーションや水素ステーションなどのインフラ設備の整備に伴い、**次世代自動車**※が普及しており、また、徒歩や自転車、公共交通機関で移動しやすいまちづくりが進んでいることで、自動車の利用に伴う温室効果ガスの排出量が削減されています。
- 大型台風や崖崩れに対する防災対策、異常高温に伴う熱中症予防への意識が高まるなど、気候変動の影響に対する被害の最小化、または回避が図られています。

関連するSDGs



太陽光発電システム



グリーンカーテン

個別目標 1 温室効果ガスの排出抑制

現状と施策展開の方針

本市における温室効果ガス排出量は、平成 25（2013）年度の 571.0 千 t-CO₂と比べて、平成 30（2018）年度では 638.8 千 t-CO₂と増加傾向にあることから、排出抑制に向けた取組を強化する必要があります。

そのため本市では、省エネルギー性能の高い設備の導入促進などにより、省エネルギーを推進するとともに、災害時の自立分散型エネルギーとしても活用することができる再生可能エネルギーのより一層の普及拡大を図り、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

また、環境にやさしい交通環境の充実や徒歩・自転車で利用しやすい環境の整備のほか、次世代自動車やカーシェアリング[※]の普及などによるモビリティの低炭素シフトを通じて、環境に配慮したまちづくりを推進します。

今後は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に示した取組を進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガスの排出抑制に努めます。

指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)
市域の温室効果ガス排出量	571.0 千 t-CO ₂ ^(注1)	現状以下	308.3 千 t-CO ₂ 以下
定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数(補助対象分累計)	309 件	700 件	1,100 件
ふれあいバス利用者数	245,944 人 ^(注2)	現状以上	現状以上
市内駅の 1 日平均乗車人員	29,930 人 ^(注2)	現状以上	現状以上

(注 1)市域の温室効果ガス排出量の現状については、平成 25 年度の実績としています。

(注 2)ふれあいバス利用者数と市内駅の 1 日平均乗車人員の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

施策の内容

省エネルギーの推進	担当課
○建築物の省エネルギー化や家庭・事業所における省エネルギー設備・機器の導入促進、省エネルギーなライフスタイルへの転換を促す普及啓発を行います。	環境保全課
再生可能エネルギーの利用促進	担当課
○家庭・事業所における再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、バイオマス・その他未利用エネルギーの活用に向けた調査・研究を行います。	環境保全課 関係各課
環境に配慮したまちづくりの推進	担当課
○環境にやさしい交通環境の充実やモビリティの低炭素化に向けた普及啓発のほか、ごみの減量化・資源化の推進、里山の保全・緑化の促進などによる環境負荷の少ないまちづくりを進めます。	環境保全課 関係各課

個別目標 2 気候変動への適応

現状と施策展開の方針

気温の上昇や局地的な豪雨の増加、台風の強大化、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスク、災害リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

これら気候変動の影響に対し、日常生活・事業活動における被害を可能な限り回避・低減するため、災害時の地域防災力の強化や防災に関する情報提供、熱中症の予防啓発など、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を講じていきます。

また、気候変動の影響は地域の自然的・社会的特性によって生じ方が様々であることから、国・県の方向性を踏まえ、市民・事業者・研究機関などと連携の上、地域の気候変動の状況や適応策の事例などについて情報収集を行うとともに、市民・事業者への情報提供に努めます。

指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)
自主防災組織活動カバー率 ^(注1)	80%	現状以上	現状以上
気候変動の適応に関する情報提供回数	10回 ^(注2)	現状以上	現状以上

(注1)自主防災組織活動カバー率(%) = 自主防災組織加入世帯数 ÷ 市の世帯数 × 100

(注2)熱中症予防啓発及び防災情報提供回数

施策の内容

気候変動の影響への対策	担当課
○「印西市地域気候変動適応計画」に基づき、市域において気候変動の影響が生じている、あるいは地域特性を踏まえて重要と考えられる分野ごとに、必要な対策を講じます。	環境保全課 関係各課
気候変動の影響に対する理解促進	担当課
○本市における気候変動の影響に関連する情報を継続して収集し、最新の科学的知見とあわせて市民・事業者へ情報提供を行います。	環境保全課 関係各課

現状と施策展開の方針

本市ではこれまで、「印西市地球温暖化対策実行計画（第4次印西市市内エコプラン）」に基づく取組を行うことで、市の事務事業に係るエネルギー消費の低減を進めてきました。

今後も引き続き、市も一事業者として脱炭素社会の実現に向けた取組を率先して実施することで、市全体のエネルギー消費量削減を図っていきます。

指標	現状 (R2年度)	中間目標 (R8年度)	最終目標 (R13年度)
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	7,070t-CO ₂ (注)	6,784t-CO ₂ 以下	4,242t-CO ₂ 以下
公共施設における再生可能エネルギー発電設備の導入施設数	5施設	7施設	10施設
公用車における環境性能に優れた自動車導入数(累計)	28台	43台	58台

(注) 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の現状については、印西市地球温暖化対策実行計画（第4次印西市市内エコプラン）に基づき平成25年度の実績としています。

施策の内容

公共施設における脱炭素化の推進	担当課
○公共施設の省エネルギー化に向け、新築時にはZEBとするよう努めるほか、更新・改修時には断熱化や省エネルギー設備の導入など、省エネルギー性能の向上を図ります。	環境保全課 関係各課
○地域の脱炭素化を推進するにあたり、公共施設や市有地などにおいて再生可能エネルギー発電設備及び蓄電設備を導入していきます。	環境保全課 関係各課
○市内における再生可能エネルギー由来の電力の利用を促進するため、公共施設において積極的な調達を行います。	管財課 関係各課

エコオフィスの推進	担当課
○公共施設におけるグリーンカーテンの設置を積極的に行うとともに、クールビズやウォームビズにより冷暖房の温度を適正に管理するなど、省エネルギーの取組を推進します。	環境保全課 関係各課
○公用車の購入にあたっては、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の導入に努めるとともに、エコドライブや走行ルート of 効率化など公用車を適正に使用します。	管財課 関係各課

基本目標 5 人づくり

パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり

将来イメージ

- 家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題を学ぶ仕組みが整っており、日常生活や事業活動によって自らが環境に及ぼす影響を理解し、環境に配慮した生活や事業活動を実践する市民・事業者が増えています。
- 環境保全団体や環境保全活動に携わる企業・個人などへの必要な支援が充実しており、市内において活発な環境保全活動が取り組まれています。

関連するSDGs



環境学習



いんざい自然探訪

現状と施策展開の方針

本市では環境フェスタやいんざい自然探訪、市民アカデミーや環境に関する出前講座の実施など、市民・事業者に対する環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行っています。

今後は、市民・事業者が環境情報へ容易にアクセスできるよう、情報提供の仕組みを一元化するとともに、幅広い世代が環境保全について学べる場やプログラムの充実を図っていきます。

また、将来の担い手となる子どもたちが環境について考え行動することは、保護者や地域全体への波及効果が期待できることから、環境に関する情報や教材の提供、学校図書館における環境コーナーの書籍の充実・活用を進め、環境に関する学習内容の充実を図っていきます。

指標	現状 (R2年度)	中間目標 (R8年度)	最終目標 (R13年度)
環境情報の提供回数	24回	現状維持	現状維持
環境講座・イベントなどの開催回数（市主催事業）	22回 ^(注)	現状以上	現状以上
学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数	27校（全校）	全校を維持	全校を維持

(注)環境講座・イベントなどの開催回数の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

施策の内容

環境情報の一元化と共有	担当課
○市内の環境について市民・事業者と情報共有を図るため、印西市環境白書を公表するほか、市の広報紙やホームページなどで、各種補助制度や環境に配慮した取組事例などの環境情報を発信します。	環境保全課
○環境情報の一元化を図るため、環境情報を発信する方法・媒体などについて検討します。	環境保全課

環境学習の場と機会の創出	担当課
○市民・事業者が地域環境や保全活動に関心を持てるよう、環境講座・イベントなどにおいて普及啓発を図ります。	環境保全課 関係各課
○職場体験学習や自然体験学習などの環境学習の機会を設けるほか、学校図書館の書籍の充実・活用を進めるなど、学校における環境教育を実施します。	指導課
○市民の学習ニーズや年齢層に合わせて、環境をテーマとする市民アカデミーや出前講座の実施を推進します。	生涯学習課 関係各課
○図書館において、環境に関する書籍の充実を図るとともに、環境に関する資料の紹介に努めます。	生涯学習課

個別目標 2 環境配慮行動の推進

現状と施策展開の方針

市内の環境をより良いものとするには、市民・事業者が環境配慮行動を実践するとともに、行政と連携した環境保全活動を行っていくことが大切です。

今後は、自発的に環境保全活動に取り組む NPO・市民活動団体などを積極的に支援するとともに、環境配慮行動に関する情報提供の充実を図ります。

また、環境保全に意欲のある人々と環境保全活動団体を橋渡しするネットワークを構築することで、様々な主体が連携する環境保全活動の活性化を促します。

指標	現状 (R2 年度)	中間目標 (R8 年度)	最終目標 (R13 年度)
環境保全活動団体数	33 団体	現状以上	現状以上
市民・事業者との協働による 環境保全活動実施回数	9 回	現状維持	現状維持
環境配慮行動指針リーフレットの配布数	500 部	現状以上	現状以上

施策の内容

各主体における環境配慮行動の推進	担当課
○環境保全活動で役立つ知識・技術を学ぶ場の提供や協働事業の実施などを通じて、環境保全活動を行う NPO・市民活動団体などに対する支援を行います。	環境保全課 関係各課
○環境配慮行動の実践を促すため、市のホームページやイベントなどを通じて具体的な取組の情報提供を行います。	環境保全課
○環境配慮行動に対するポイント付与制度など、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す仕組みづくりに向けた調査・研究を行います。	環境保全課 関係各課
各主体間の連携促進	担当課
○市民・事業者・行政の三者により、環境保全に関する意見交換や協働できる体制づくりを進めます。	環境保全課
○多様な主体間の連携を促進するため、市民・事業者と環境保全活動団体をつなぐ「登録ボランティア制度（仮称）」の設定を検討します。	環境保全課



松虫寺の巨木